

中世を読む

1990. 7 第2号

山内首藤氏と地毘庄 出内博都(1)

山内隆通と彼の時代

— 大内・尼子、毛利の時代を生きる — 堤 勝義(14)

久代要害について 田口義之(27)

(随想)

雨の降る日 佐藤秀子(31)

観応擾乱期の渡辺文書 小林定市(34)

備陽史探訪の会編

山内首藤氏と地毘庄

出内博都

(一)

地毘庄と山内氏の関係は、その初発は詳でないが山内相伝文書目録の中に「ちひの志やの御くたしふみ、けんきうくわんねん十二月廿日（二四号）、備後国地毘庄地頭職事、元久元年十二月廿日如御下文：」（七号）などがあることが記されているが、これがおそらく地頭補任に係するものと思われる。東鑑によれば元久元年五月十日、平家残党の両伊地方における峰起によって種々経緯はあるが、伊勢伊賀の守護を解任されている。翌元久二年九月廿日、^{（通基）}執権時政の妾お牧の方とその子小山朝政の謀反事件における六男持寿丸の勲功を称え守護復活の款状を捧げている。然しこれは許されなかった。こうした経緯からみてこのころ地頭補任があつたものと思える。

地毘庄の地頭職を確認する文書として、

^{（後業）}

「備後国地毘庄事、地頭重俊子息於京方雖令死去。同次郎御方致合戦

^{（宗俊）}

之忠畢、然者重俊地頭職無相違可令安堵之状依仰下知如件」（第一号）

によって確認することができる。地毘庄は広大であり領有関係も複雑な

荘園である。この後惣領家の讓状には地毘本郷地頭職というものが多くあり、他の構成郷、村が各別の地頭職讓状をもっているが、この地頭職は全庄的惣領地頭職であつたことは前出の文書の他に広永六年義氏下文によれば地毘七郷地頭職云々とあり（七六号）ゆつりわたす惣領事、備後国系そのこほり地毘の志やう ^{（四四九）}宝徳元年：（一〇〇号）ゆづり渡状、備後国系その郡地毘庄惣領職事、宝徳三年：（一〇一号）などによってわかる。

(二)

地毘庄は通常蓮花王院領といわれているが地毘七郷を総称した地毘庄がそつくり蓮花王院領であるという文書は見当たらない。^{（二二二）}嘉禎二年三月九日下知状には蓮花王院領備後国地毘庄内本郷云々（二号）蓮花王院領備後国地毘庄内伊豫東村云々（五五六号、^{（三五〇）}觀応元年）^{（二七三）}応安六年六月、蓮花王院領備後国地毘庄内河北村領家方所務云々（五六）この年の文書で千光寺領地毘庄内本郷領家方代官云々（五五号）^{（二五五）}応永四年三月、蓮花王院領地毘庄内領家職補任状には蓮花王院領備後国地毘庄内原上村、同下村

伊与東村等領家職云々（七四号）という形で表現され、全庄域（七郷村）を括して〇〇領としたものは文応二年の千光寺領備後地毘庄本郷内領家職田数目録等に嵯峨千光寺領備後地毘本郷内上原、河北、伊与、森脇、多気七ヶ村領家職目録（六号）と出ている。この場合の本郷が地毘七郷の一構成単位としての本郷か地毘全体にかゝる本郷かあいまいである。この文書について種々論議もあるようであるが構成単位村落としての本郷とみなした方がよいのではないか、これについては、永享十二年八月山内上野介時通申状（九四号）に……右地毘庄本郷領家職者、為千光寺領、自往古不分下地於、土貢定四十伍貫文、時之被下知畢、委細見和与状、相残六郷領家者領主皆別也其名別氏市申とあり、これらを整理すると別表1のようになる。蓮華王院は各郷庄に散見できるが、本家、領家いろいろの場合がある。

「蓮華王院領地毘庄内〇〇」という形が一般のようなので本家は蓮華王院で領家以下は時に応じて変動あったものゝようである。（広島県史）

蓮華王院は俗に云う三十三間堂であつて後白河法皇の直願により平清盛が建立し、（一六四）長寛二年十二月十七日千手観音千体の開眼供養を行つてゐる。然しこの院は先に鳥羽上皇が（一三三）長承元年三月十三日備前守平忠盛に命じて造らしめた得長寿院を改建されたものであることがわかる（古事類苑）勃興期にあつた平氏において備前守であつた忠盛がこの院を建立したのも自己の財力を有効に活用し一門繁栄の因とし、この結果關国であつた但馬国を賜つてゐる（源平盛衰記）同一手段による院との結合は清盛にも受けつがれ、この院が更に一段と大をなして蓮華王院となつたも

のであり、二代に亘る平氏の力が加わり莫大な蓮華王院領が形成されたものと思われる。地毘庄の寄進施入以前の姿は不明である。

地毘庄は旧恵蘇郡の大部分を占め現在の広島県比婆郡高野町、比和町および庄原市の西北部（上原、三日市、戸郷、田原、本郷、殿垣内、川北、門田、濁川、掛田、七塚）に亘る広大な地域である。施入以前の状態、特に律令郷里との関係は不明である。恵蘇郡における恵蘇、春日郡、刑部の三郷の下に数ヶの里があつたと思われるがこれが莊園文書にあられる郷・里のことと思われる。然しその地毘七郷の中でも、A莊園文書の名称が近世郷村の中にまで一貫して生かされているものが本郷、上原、下原、川北、森脇の五郷であり、これはその後境域内から新郷村を創出ししても一応一貫して残っている。B莊園文書の郷村名が近世郷村の名称に直接つらならないもの、伊与（東、西）多気の一郷がある。Bにおいてはその中に多くの生活集団としての村があつてそれが近世の村として成長したものと思われる。特に伊与は①伊与村と総称する場合、②伊与東村 西村と称する場合、③伊与東方、西方と呼称する場合など一致せず、具体的には東西二生活圏に分れてゐたらしい。庄域の南部庄原地方と北部高野地区はかなり自然条件が異り、地理的にも離れた地域を地毘庄として一つにまとめえたものは何であつたのだろうか。（一六四）長寛二年蓮華王院成立と同時に施入したものとすれば莊園としては新しい成立である。成立日浅いのには下地の領有関係は複雑である。地毘とい地名自体が具体的な生活圏でなく一つの 称であつたと思われるが、これについては「円通寺縁起」に見える行基の地藏菩薩、毘沙門天彫刻尊崇の起源伝説

地毘庄本所・領家・請所変遷表（表1）

年 代	文書 番号	文 書 名	本 郷	川 北	上 原	下 原	伊 東	与 西	森 脇	多 気
嘉貞2年 1236	2	関東下知状	蓮華王院							
文応2年 1260	6	領家職 田数目録	嵯 峨 千 光 寺							
延慶元年 1308	14.14	和与状 六波羅下知状	本家 安井宮							
建武2年 1335	東福寺 文書			本所 安井宮						
観応元年 1350	556	所務職 補任状					蓮華 王院			
応安6年 1373	55 56	代官職 所務式補任	千光寺	蓮華王院						
至徳3年 1384	64	通忠請文案	千光寺							
明德元年 1390	66	領家職 契約状						山門 石泉院		
明德2年 1391	67	半済事						全上		
明德4年 1393	68	所務職補任		山門 根本千手院						
応永4年 1397	74 75	領家職補任		延暦寺 千手院	蓮華王院	蓮華王院	蓮華 王院			
応永9年 1402	82	通頼請文	千光寺							
永享12年 1438	94 95	時通申状 〃	本家・領家 千光寺	とかのを 喜多坊	本所 領家 千光寺	本所 領家 千光寺	本所 蓮華王院 (石泉院) (妙法院)			本家 蓮華王院 伏見法女寺
文安元年 1444	96	山名持豊判物		山門 (栖真院)						
享徳元年 1452	102	代官職補任		山門 (栖真院)						
長享元年 1487	140	政豊書状					備後国 料所			
長享頃	147	領家御教書		蓮華王院						
延徳2年 1490	148	代官職補任		山門千手堂 (山名持豊)						

などみると、民間信仰的な一つの宗教圏として何かのまとまりがあったものを、莊園という包かつた網をかけたものと思える。「地毘」という地名は生活点としての地域に残っていないことや、莊園文書を見ると預所が各村にあると思われる（伊与西村預所僧光広法師：葉黄記、本郷預所盛導：二号）ことや、然も各村（郷）に門田という特別地のあること、下原村（内門田）河北（本門田）本郷（高山門田）多賀（内門田）上原（江木門田、内門田）などである。門田はその本来の意味は垣内、堀内などと同じく屋敷附近の自作地をさしていると思われるが、上記のように各村にありその名称も内、外などという相対的なものと、高山、江木など固有名のものとの二型式がある。門田地頭職という語があり、地頭私有地でないことは明らかで、門田が領有者若しくは為政者の特殊な田地であるとすれば、各村は各々異った系統によって領有知行されていたことを推測せしめる。そうした意味では門田は各村の一つの中心地であったと思われる。門田は家督とは別に譲っている場合もある。こうした複雑な莊園の中へ入ってくるいわゆる西遷地頭がどのように領主化の道を進るかその一端をみることにしよう。

(三)

山内氏が守護階級から脱落し、母の遺領である相模国早河荘内一得名の私領主であった時代はわずかで元久元年五月守護解任後元久元年十二月地毘庄地頭職になったと思われる（前出）然しそれも承久の変で地頭重俊の長男俊業が京方に加わり戦死するという危機に見舞われた。然し二

男宗俊が鎌倉方で戦ったので「重俊地頭職無相違可令安堵之状依仰下知如件」（一号）と承久三年七月二十六日の下知状で安堵されている。

この時期関東の御家人といえども家を維持する為に公武双方に分かれて戦っている例は多く東鑑承久三年五月十九日の条によれば関東御家人の雄三浦義村以下の者に院宣が下されており、現に三浦家にしても弟は上皇方の中心人物として戦っている。こうした状況のもとで西国皇室領に所領をもつ家人の宿命であったのではなからうか、山内家の場合長子が京方に組した事はかなりの意味をもったものと思える。——従って俊業の遺児時業は亡祖父重俊から地毘庄内下原村地頭職、半矢一色、相模早河庄内名田四段小在家若干を安貞三年三月三日と貞永元年十二月の二回に亘って譲られているが、これを更に正嘉二年十二月廿三日の將軍家政所下文によって安堵されて、庶家としての地位を安泰にしている。この後新補地頭の配布を中心として強化される地頭制度は荘官的な地頭武士としてのみでなく領主的武士として領主、在地とたたかいたがら支配の進化をすすめる長い道のりを歩むことになるのである。その場合①分散領有による代官支配と地理的な問題②諸職による分散重層的支配③分割譲与による嫡庶の対立などという悪条件を克服しなければならない。こうした場合経済情勢の発展変化、殊に生産力の高い西日本と元寇の影響をもろに受けた西国で家人はめまぐるしい下地の変化に対応しなければならなかったであろう。こうした中でいち早く浮上してくる問題は領家（代官、荘官）との所務争論である。この場合おきまりの和与という形で終っているので内容がすべて詳でないが、地毘庄においても嘉禎二年

九月四日の下知状（二号）によれば預所僧盛尊と地頭中務丞重俊が条々の相論をなし和与している。所務条々の中味はわからないが、平家没官領に準ずる荘園に新規に入った地頭であり、然も新補率法以前の地頭といういわば未知、未解決の課題の多い地頭支配であったと思われる。

所務条々という語の中は百姓の移動、諸職の変動にまつわる下地進止権の変化を含んでいる。預所は各村にあり全庄官をまとめあげた頂点的存在と思われ勸農権を中心に領所進止権を強めた若狭多良荘預所定宴の例（岩波日本歴史）などのように西国荘園における領主側と地頭との内面における侵略戦は激かったと思われる。葉黄記（莊園史料）によれば、宝治二年参蓮華王院行事并顯雅、主典代重俊等参儲、召出莊之雜掌、尋土木之勸否、其中地毘庄西林預所光広法師代官有不法事、仍召龍寺家了。条々沙汰入夜退出明日可奏聞。の記事によれば地頭重俊は主典代として土木の勸否を糾す領主側の立場をうかがせる文書もあり地頭はあらゆる面で下地進止に喰入っているようである。

関東に本居をもち、自分本来そこで掌握していない新恩所領を持つ地頭は対領家、対庄官（農民）対代官庶家それぞれに大きな課題を持つと云えよう。分割領有の具体相は重俊から宗俊への早河庄一得名并在家、寛喜二年壬正月十四日（三号）の讓状の末尾に男女子に処分せる田、在家を宗俊に讓る、互に遺恨なく百姓分の田在家公事は諸子合力して勤むべしと指示している。宗俊から時俊（時通）へ摂津富島本庄地頭職、寛治二年（第四号）同じく早河庄一得名、建長元年（第五号）の讓状があるが地毘庄については前出の將軍家政所下文、正嘉二年十二月（三十一号）

によつて重俊から俊業（京方戦死）の子時業へ下原村地頭職、半矢一色が讓られているのみであるが、重俊の孫時俊（時通）から次の通綱への讓状が次の様になっているから、重俊―宗俊―時通とうけつがれたものと思える。

讓渡 所領事（一〇号）

合肆所者 嫡子弥三郎通綱所

一所、備後国地毘庄内本郷并公文職 かう山のもんでん乃地頭職事

一所、摂津国富島庄地頭職并下司公文名地頭職事 …略…

一所、信濃国きふ乃府内下平田郷内公田捌町内伍町分地頭職事 …略…

一、相模国早河庄一得名内慈善分田在家屋敷、所讓与干通綱也 …略…

永仁三年三月廿九日

慈善

初期のうちは早川庄と地毘庄は別個に讓られたものと思われる（重俊が私領早川庄を諸子に分讓したのが寛喜二年前後であるが其の後地毘庄地頭として本郷所務条々の相論をしているのが嘉禎二年である）私領は各別の讓状を与えておいて最後にその総かつ的讓状を惣領に与えたものと思える。重俊の分割讓与は前出の孫時業への下原村他と別に宗光へ河北郷本門田参町一段がありこれが宗光の子はとむ丸（経清）にゆずられている。

分割讓与にまつわるトラブルの例をみるとこの宗光系と惣領系に次のようにあらわれている。

讓状嫡子はとむ丸（馬経清）（五〇一号）

備後国地毘庄内河北郷本門田参町壹反畠のさかいははんけんに顯然也屋敷

相具地頭職事

右件所者重代相伝所領也、仍相副次第相伝手継等^(一)はとむま丸に所譲与実也。自余子共等中一塵のわつらひをいたすへからず、但此内田五反、在家一字、女子とくやきにゆつり畢、とくやき一期ののちは惣領はとむまのかたへちきようすへき也。若自余の子共の中いさゝかもこの譲につきて違乱をいたさばなく不教の志んたるへき也、仍後のためにゆつり状如件^(二)

(二六五)
文永二年三月廿五日

藤原宗光(花押)

宗光は重俊の子であるが、いつ譲られたかは不明である。こゝでは河北の本門田のみを与えている。門田は地頭私有地ではなく門田地頭職といふところを見ると庄園の中における特別な地域と思われる。女子とくやきの一期領は宗光系(万田)の惣領へかえるべきものとしているが、重俊の諸子への譲状の形式から云えば恐らくすべての分割譲与分は嫡子宗俊の権限内に含まれるものであったであろうと想像されるが、こゝでは明らかに宗光系は独立一家を形成する意識がうかがえる。この一期領は惣領にかえらず、田畠は地頭尼見阿知行し、門田分惣領は経清知行の和与がなされている^(三)(文保元年1150二号)この門田地頭職はその後万田家の内部で争っているが、その帰着は守護細川氏の口入れで解決しており惣領山内氏の支配の圏外に出ていると思われる。(五〇四、五〇五、五〇六号)この他初期段階から分割譲与されたものと思えるものに次のようなものがある。

河北公文名田五反、懸田朝通名田賣券寛正二年^(四)河北村内六郎丸田畠地頭職

(通鑑)
田原妙善譲状 曆応二年六月廿七日(五〇八号)

(會編)
滑圓鏡譲状 延文五年正廿三(五〇九号)

1. 本郷之田所職并安貞名弥太郎入道之屋敷田畠地頭職

2. 摂津国小村之上庄地頭職

3. 信乃国さきのふの府下平田参町地頭職併浮免の田屋敷の事(浮免の地は分町しないから惣領と相共に知行せよといっている)

4. 河北の村えのきたにのかいち、せい三郎か名の田畠地頭職

5. 信数東方内本郷村内とききた名ささお名みつひら名むねかの名もりむね名等地頭職

6. 上原村地頭職内

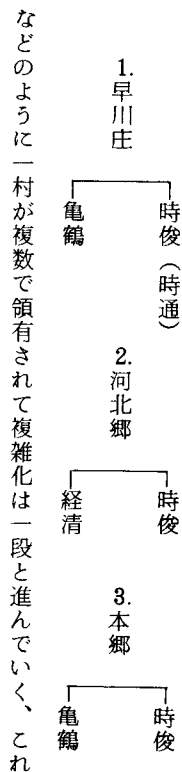
なかくら名もりすえ名いえさね名くにつね名なかむね名くるいし、つかはら、大たん、ふなつまきのうしろ、とかわ、いちはらの新三いち、同地頭正作田壱町四反之事

こうした分割譲与は双刃の剣のようなもので一方で新入りの地を具体的に所領化していく一つの手段であり一方では惣領体制分解の危険信号でもあるように思う。庶家が独立して嫡庶の対立が、新補率法の施行によって現地の得分関係に変化を与える。元寇への対応によってより広域な流通経済圏が成立するなどの事から刺激されて深刻なものとなる。こうした傾向をあらわすものとして文永四年十月廿七の関東下知状(七号)がある。

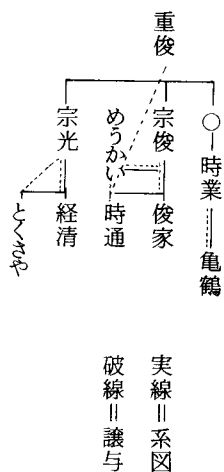
(不後)
深念の子俊家、時通、清俊及女子相論である。本郷河北郷伊与東及び

江木門田について①承久貞応の御教書即ち新補率法が出てそれらに関連

してのものであるらしいがこの率法を中心として宗俊から俊家に別給しているというのがこれは判じ難い ②重俊から宗俊への閏正月の譲状は破り難い ③宗俊の十一月十二日、重俊の仁治三年^(二四二)の譲状は時通の方から謀書だと云うのは正しい。(内容不明) というのであるが家督としての地頭職と遺産としての所領或いは一部地頭の譲りが別個の性格のものであり、そこへ新補率法による地頭所務の内容の変化が加わって下地の領有関係が複雑化した為に生じた争論である。結果は四ヶ村に対する俊家の濫訴を止め、深念の建長の譲状并に正嘉御下文によって時通の知行になり、更に、上原村の事は種々の論争経緯を経て子細に及ばずとおそらく俊家の支配になったものと思える。勝訴した三人について本郷は時通、伊与東は清俊、河北郷は主として清俊、一部は時通、江木門田はあるいは女子の領地とみるべきかも知れないが時通の知行であった可能性もないわけではない(広島県史)とみられているが、この問題は一挙に解決せず十年後の建治三年十二月十八日に再度確認の御教書が出ている(九号)。庶家時業の所領は娘亀鶴に譲られている(文応元年七月、三二号)^(二二〇)がこの中では地毘庄では本郷内新御堂屋敷が増えている。これらを整理してみると



らを系図に即して譲与関と関係を見ると、左記のようになる。



これは地頭職のみでなくすべての得分をみた場合である。この間、寛喜頃から文永まで約半世紀の動きである。

(四)

嫡流時通から通綱への永仁三年三月二十九日の譲状(一〇号)は①地毘庄本郷、公文職、かう山門田の地頭職 ②摂津富島莊地頭職 下司公文名地頭職 ③信濃きふ乃府内平田郷内公田八町内五町分地頭職 ④早河庄一得名内田在家略略となつてこゝで従来とは異つて地毘庄地頭職と早河庄所領とを一括して譲っている。この譲り状には①②においても公文職とか公文名それ自体を領有するのでなくその地頭職を領有していることになる。これはおそらく新補率法の施行により、その所職、給名を領有する過渡期の姿と思われ、新入地地頭が領有を深化さす一つのステップと思える。③において公田八町は慈善個人が拝領したものだから参町分だけ五郎通氏(滑家)に譲る、従つて浮免田在家は分限に従つて知行せとしている。譲与する所領の末尾に①通綱一期後者孫可讓長寿丸...として将来の嫡子相続への固定化の方向を示し、②分譲自余子共所々

不可致違乱と分割所領の注意と年貢公事の厳守をいましめ更に③弥三郎者、以五郎思慈善、五郎者憑弥三郎、於慈善相互不可有向背之儀：と相互扶助の訓戒を与えている。第一期の動揺期をのりきって新しい意志で伸びんとする萌芽を示している。富島庄の但書の中に、自此所毎年米拾石器物定 尼御前一期之程可沙汰：として尼御前（おそらく通綱母）に対する扶持米十石を規定している。扶持米という形は新しい形である。

通綱から通資への譲状はこの永仁三年の譲状を相副えてそのま譲ると云うのみで内容を記していないが、然もわずか八年後の乾元三年三月である。わずか八年で譲るには何か事情があったかと思うがわからない。元寇以降不断に進展する下地の諸相は西遷地頭にとってはよりきびしい転換を要求する時代に入るのはなからうか、こうして通資の西遷定住がはじまるのである。

(五)

通資の備後への移住は山内家法名によれば：北条宗鑑入道ノ下知ニ依ツテ正和五年備後恵蘇三上ニ郡ノ地頭ニ住ジ、恵蘇高野山蓀山城ニ住ス、元享二年同郡本郷邑高山ニ城ヲ築キ島山ノ城ト云、又嘉府山城ト号ス、是ニ移住シテ蓀山城ハ五郎通俊ニ守ラシム：正中元年甲子二月十五日逝ス：とあるがこの他巷間に流布するものには次のようなものがある。

1. 近郷古事漫筆（八谷為正編）

文和四年高山全備し嘉府山城ト号ス山内家世々は二住シテ山内治郎少輔元資、慶長五年長州吉田郷ニ移邑迄十四世二百七十七年間、子孫連綿

ノ繁昌ノ城地也ト云フ

2. 蓀山軍記 多賀山家の由来

夫蓀山は正和五年山内三郎兵衛尉通資、相州山内ヨリ来住ス、此山ニ城郭ヲ築ク山名ヲ土富山越田ノ城ト云フ。通資茲ニ来ル由緒ハ鎌倉將軍天下一統ノ後、関東ノ勇士数名関西ニ遷サル、三備ヘ十六人其一人ハ山内氏ナリ……十六人ト云フハ備前熊谷ヘ移ル 備後江平賀和智山内広沢宮（久代）三吉斎院等也 通資ハ積雪寒烈ノ故ニ出城ヲ築キ其地ヲ山内ト云フ：略：

3. 鶴岡八幡宮由来事（古事漫筆）

多賀山庄鶴岡八幡宮勸請ハ人皇九十四代花園天皇御宇相州山内通資ト云フニ此地ニ来リ城郭ヲ築キ給フ時ニ守護神トシテ鎌倉八幡宮ヲ勸請アリタル由：下略：

4. 芸備風土記（増補）

本郷島山一名 胄山の城跡は元享の頃鎌倉北条家のはからいとして首藤三郎通資当国に下向し恵蘇三上両郡を領し恵蘇多賀山蓀山越田の城に住す其の後本郷に島山の城を築きて移住す。

5. 全右

首藤三郎通資は鎮守府將軍秀郷の末葉にして相模国足下郡山内庄より当国に下り蓀山越田の城に居り其の後城を首藤高野山五郎通友に譲り泉田庄本郷に島山の城を築きて移る。時に文和四年乙未なり之を山内と名づく。

右の如く巷説は様々であり、かつ内容も錯乱している。おそらく「山

内法名」をもとにしたものである。通資がいずれも山内郷から来住した事になっているが、この時には既に山内庄からは追放されているが、山内氏がその発祥の地山内庄への思いから新住の地を山内と名づけた事によるものである。芸備風土記には足下郡山内庄とあるが、山内庄は鎌倉郡であり、当時実際に住していたのは足下郡早河庄なのでこの二つが微妙に混同したものといえよう。西遷の時期が建武中興、南北朝という鎌倉体制が大きく動揺する時期である。得宗専政と大御家人の対立、悪党の出現による地域の再編成など西日本を中心とする一般的傾向の中で山内家の動きを規制した具体的なものは何であつたのであろうか。西遷前後の様子を見ていこう。

地毘庄移住の直前にあつた事は雑掌との相論である。延慶元年十二月十八日の和与状（一三号）を見ると、去る乾元元年に譲与をうけてから五年目である。相論内容は、

- ① 検注 年貢中分以下条々、当郷（本郷）の下知所務は永代地頭請所として領家方の入部を停止する。
- ② 毎年四十五貫文を二期に分納、損否を問わず厳密に寄進する。
- ③ 若し天下一同大損亡の年は領家より検使が来た上で別に定める。
- ④ 両方違約の場合の処分 (イ) 領家側は年貢半分地頭がとる。(ロ) 地頭側は請所を免じて雑掌をいれる。

相論の内容にとりたてゝ目をひく具体的問題はないがこの頃 幕府は惣領庶子の訴訟について定める（一二九九）や鎮西評定衆や鎮西引付衆を設置したりなどの事があり、庄園訴訟が深刻化していく一般的傾向に

あつたと思える。又この和与状及び関連する下知状（一三号）の中に：被放本所安井宮御拳状於武家止兩方所務条々相論相互所致和与也：や執権貞房、全沢貞顯連署の施行状（一四号）にも：如今月十九日安井宮令旨者備後国地毘本郷雜掌道祐申所務条々和与并地頭請所事兩方和与状如_レ此可_レ令計成敗云々：とあつて本所の令旨によつてなされた事が明らかである。亦所務条々と地頭請が併記されているが之は請所になる根拠がその所務の権限と関係があることであろう。本郷の所務については先に重俊と盛尊が和与しているがその結果をおし広めて請所にまでこぎつけたと思えるが、所詮於_二當郷下地所務者_一 為_二永代地頭請所職_一：とあり所務請であつたものが地頭請所になつたと思われる。この請所は本郷だけに限り他についてみえていない。村毎に複雑な領有関係にあつたと思われる。通資の西遷の直前が対領家関係の最も発展した地頭請の時代であることは単に地頭の一方的侵略意図のみでなく下地の階層分化により、より原始的な収納形態である諸職による重層支配を否定する力が高まり地頭も鎌倉に居て分散代官領有が不可能になりつゝある事を思はせる。新編追加式目の中にも領国に狼籍人をかくした場合、代官のみの罪であつたものがその正員の罪であるとまで法令が発展している。又所々の淀津あたりに私設の関所の出現も地域に封建権力成長の具体相を示している。下地の変化の中で誰が具体的な支配者たりうるかという場合在国常駐という事が大きな要素であることは既にこの時代にその萌芽がある。安芸三入庄における熊谷直時（惣領）と舍弟祐直（一分地頭）の下地配分相論において：凡配分之時祐直者下向当庄 直時者不在国之間祐直撰取之

畢、而祐直乘勝背彼成敗可被分直之由令申之条云々とあり、在国する事が勝に乗じらる一つの手段であつた事を示している。こうした面からみると山内氏においても通資下向の直後に叔父入道慈観（五郎通氏）一分地頭）との相論がある。

（三七）
文保元年

の通資と慈観の和与状（一五号）を見ると本郷の惣領地頭と

一分地頭（田所職安貞名弥太郎入道屋敷田畠地頭職一五、五〇九号）

相論内容は①通資は領家職の資格で毎年内権を行っていたが慈観がこばみ、年貢を未進していた。これは領家に対してでなく領家職をもつ惣領地頭になすので和与の結果内権は止めるが、年貢は慈観の責任において納入することを定めている。下地分割からくる惣領の不利を田所の得分であつた畠地子的大豆によつて補ひ、田所の本年貢は依然慈観の知行内に止つた。

②黒杭分（九郎通貞の家）は領家職の対象ではない地域であるが、預所の私進止なるが故に惣領の知行すべきものである。

③田所段米についても庄家の定めによつて領家分は田所即ち慈観につけ（①による田所の分割）地頭分は惣領につけ、明瞭に二分している。

④泰貞名、弥太郎入道屋敷、弥真名内平五郎入道之上畠、行安名内平内入道、新見小四郎弥八等屋敷などについて下地が細分化され、そこに作人とおぼしき〇〇入道やおそらく庶子の一部が作人となつたものの跡地などの処分を定めている。その庶子がどの系流から出た者であるかによつて帰属がきまつてくるようである。中世の所領の構成分子の一つに屋敷が含まれ、それらが相交錯していることを示している。これは最

初から一定地域を分与したものでなく長年月の間に併合新開などによる結果で堺は古老の言によつて決定するものであつたようである。下地の開発が営々として行われる中で地頭一族は只単に職分としての地頭としてのみ入るのではなく、一名田、一屋敷に具体的にいくいる姿勢を示している。

⑤信濃平田郷は譲状によつて本公田、余田、屋敷、荒野等のすべてについて八分の三は慈観に打渡すこと、但し介職（在庁官人）は惣領のものであるときめている。これは地頭職の分与がそれに概当する所得のみを意味する段階においては下地分割の必要はなかつたであろうが、下地に根をはつた土着領主となる為には所職よりも具体的な下地が必要であつたと思われる。

この相論はその質と量において最大なもので鎌倉末期の地頭領の変質期の姿を示している。こうした相論はおそらく他郷でも行われたと思える。宗光系の河北本門田地頭職においても惣領経清と一部地頭尼見阿の間にくりかえされている（関東下知状文保元年十二月十二日、五〇二号）
通資の西遷前後に庶家が一応独立している。

1. 慈観（通綱第五郎通氏） 滑

2. 通経（八郎） 田原

3. 通貞（通綱第九郎） 黒杭

4. 宗直（通綱兄） 懸田

5. 清俊（通綱叔父） 河北

いずれも後世まで支族として残っているがこの時代になると分割領有

の発展の極限に達し分割からくる危機も最高調を示すものである。庶家が家臣披官群の中核として従属的位置に立つ過渡期として各分家が本家と併列し且つ、荘官系の諸職や、名田を具体的に領有して併立的地位にあった時代であろう。これが新しい形の統一圏を求める動きが南北朝の動乱であろう。こゝから隷属的な反動惣領制でなく新スタイルの披官関係による結合が生れてくるのである。

(六)

西遷定住した通資は在任領主として次の四つの事を行っている。

1. 築城
2. 鎮守の勧請
3. 菩提寺の開基
4. 地名の決定である。

築城については：多賀村蓆山に越田の城を築き後にその地辺卑にして深雪なるによつて本郷島山に城き甲山と号した（芸備風土記）

芸備風土記によれば：通資当国下向の後、多賀山南村に鎌倉鶴岡八幡宮を勧請す、島山にも八幡宮、熊野三社を建立し城山の鎮守とす。又山の中間に往古より千手堂あり本尊は行基の作なり正中元年甲子再建し慈高山円通寺と号す。相州本郷の名をかたどりて此郷を山内と名づけこの山城に在城す。天文の頃山内大和寺直通資の孫九毛利元就公に与力し子孫永々毛利の郎従となる：とある。その城がどのようなものであったか、古事漫筆によれば、嘉府山古壘ニ登臨スルニ南東二方ハ郷里悠々連り、西北ハ群山聯綿ト連り其中ニ此山独り秀テ高カラズ低カラズ群峯ニ隔テ二町過ス山ニ水アリ軍用闕カズ、岸ハ巖巖ニテ登ルニ便リナシ山ノ尾三股ニ流レテ中ニ城壘独立ス。

廓を高重ニナス堅固ナリト言フベシ：とある。鎮守の勧請については鶴岡八幡宮由来記によれば：多賀山庄鶴岡八幡宮勧請ハ人皇九十四代花園天皇御宇相州山内通資ト云フニ、此地ニ来リ城廓ヲ築キ玉フ時、守護神トシテ鎌倉ノ八幡宮ヲ勧請アリタル由ニテ高宮ノ神主堀江豊後守仰リ蒙リ南邑上原ニ勧請宮社建立：別ニ一字建立阿弥陀、薬師両像ヲ安置ス：とあり、後世高野山十一村の総鎮守となっている。（この頃については中世を読む第一号堤勝義氏の山内首藤氏と寺院、神社覚え書きを参照されたい）古来の伝承によつて通資によつて開創されたと伝える社寺は多い。勿論確たる史料はないが、多くの社寺がその初めを通資に結びつけねばならぬことは反面通資の来住がその下地知行の上で如何に深ったかと云ふ事を物語るものである。伝承を持つものとして次のものがあげられる。

庄原市 平等寺（川手） 正平十年、八幡宮（大久保） 元享頃、八幡神社（下原） 正中元年、光瑞寺（畦ノ市） 田原神社（田原） 嘉暦三年、一鹿薬師（市村） 嘉暦元年、天満宮（市村） 貞和元年、正中院（市掛田） 正中元年、石清水八幡宮（下原） 正中元年、本郷八幡神社（本郷） 嘉暦三年などであり、これらの中には当時の地畷庄域でなかったものも含まれていると思えるが、在地支配を質的に深かめ、量的に横への広がりをする場合、社寺が大きな役割りを果たすことを物語っていると思われる。

(七)

山内家の所領の変化と領主化の過程で見逃すことのできないのは、庶流時業系の所領であるが、これは時業の娘亀鶴が広沢に嫁した後も時業系惣領として持ちこたえ、孫（亀鶴女と山内某の子）時通を経て更に養子忠通（総領家系）に譲られ貞和元年に至って一本化している。その間この系統は鎌倉にいて代官支配をなし度々危機にさらされながらも保持し、東国の戦功を基盤に陸奥とか伯耆に所領を増しており、検討の余地があるが一応略す。通資が来住した事がその下地掌握に如何に表現されたかを諸子への譲状によってみていこう。

A 嫡子通時 1. 地毘庄本郷除高山門田地頭職 2. 同庄多賀村一分地頭職

3. 摂津国富島庄地頭職 4. 信濃国下平田郷地頭職 5. 相模国早川庄一得名内田子田畠家屋敷 6. 鎌倉甘縄地（元徳二年三月十八日十六号）

B 又三郎通広 1. 地毘庄本郷高山門田内屋敷壹所畠懸田地頭職：此所每年用途百文円通寺江可致沙汰：（文和四年五二二号） 2. 安氏名の田五反小のうち三反大通資一期の後は（延文三年五二三号） 3. 本郷高山門田内安氏名内田五段小田此内家の前の田一反大池跡田半分又畠一所号懸同所田臺反向に六十歩在之（延文四年五二四号） 4. 大のの池しろの半分（延文五年五二五号） 5. 田七段、地毘の本郷の内延名のつくりたての田（得分不足につき寄進地をとりかえしてゆずる。延文六年五二六号） 6. 本郷のうち糸谷、小池、ひのめはら（五二七号）

C 神三郎盛通

1. 本郷高山門田内池原ゆきむねかちや廿貫の得分（暦応五年五二八号）

2. 高山門田池原田畠庄家地頭職（臺貫参百文円通寺江、文和四年五二九号） 3. 池原の縄手の上下の田六反、安氏名の屋敷畠（延文三年五三〇号）

4. 安氏名家の前の田一反（妙通一期の後、延文三年五三一号）

D 養女乙寿女（盛通妻）

1. 高山門田内丑寅社鑄屋并堂垣内石垣内等地頭職（一期の後は通広子息幸鶴丸に、乙寿女に男子出生したら幸鶴丸と半分に分ける。臺貫参百文円通寺に、文和四年五三四号）

2. 乙寿女分坪付（高山門田）によると約二町の田と若干の畠、いものやを譲っているが、大夫坊、ふちき、本力、迫入道、宮内など数人の作人の名もある（延文四年五三五号）

E 首藤六通頭分（通資弟↓養子となる）

1. 本郷内公文名平分地頭職（観応元年五一八号） 2. 多賀村内藁原名上原村内平戸河田多田、高山門田畠（毎年参百文円通寺江、文和四年、五一九号）

以上にみられる如く家督としての所領は嫡子通時に早く譲っている（元徳二年）この譲状の末文に：雖可相分庶子等分限狭少之間、於令相分者依不可逢上之御大事讓渡通時一人者也雖為後々末於長快跡者子孫之中以一人可令相統之、但干備後国地毘庄本郷高山門田以下者永代寄進彼所觀音寺畢…とあって家督は嫡子一人へ相統させねば、分割したら御上の御用にたふないといつて分割譲与の弊を認めている。先にみた五人の子弟への譲状の内容によってわかる如く庶子は門田とか私有名田の名主格

山内隆通と彼の時代

— 大内・尼子、毛利の時代を生きる —

堤

勝 義

一、はじめに

現在の庄原市を拠点とした山内隆通は、戦国時代に大内、尼子、毛利の戦国大名にはさまれて、生き抜いた武将である。

隆通の生きた時代は、前半部分と後半部分のふたつの時代にわたる事が出来ると思う。

前半部分は、中国地方の支配をめぐる闘い。最初は、大内と尼子、大内が重臣の陶晴賢に倒されて、その陶が毛利元就に宮島の合戦で敗れた後、山陽地方の実権を握った毛利と尼子の闘い。

時には尼子につき、また時には、大内、毛利についた時代である。

後半部分は、大内滅亡後、山陽地方は毛利の支配力が強まり、尼子ものちには毛利の軍門に降り、山内も毛利方として除々にその支配下に組み込まれていった時代である。

ここでは管見の限りであるが、最初に山内ならびに、尼子と大内・毛利の合戦等に関する資料と、山内首藤氏に関する諸論文（あくまで私の管見の限りであるが）をかけた、次に山内隆通の前半部と、そして後半

部について書いてみたいと思う。

二、資料について

資料については、山内に直接かわるものと、尼子と大内・毛利の闘いに関する資料（この闘いには山内も当然かわっている）をあげる。

①「山内首藤家文書」（『大日本古文書』家わけ十五）東京大学出版会 S55 復刻

『大日本古文書』は修史局以来の探訪、収集した古文書と編年、家わけ、若しくは事件により編集したものである。

此の『家わけ十五』は萩藩々士山内家に家蔵する所の古文書を整理して、刊行したものである。

一号から五七三号までの文書を収めていて、山内氏研究の基本資料である。

②『萩藩閥閥録』山口県文書館 S42・3

『閥閥録』中の解説によると、五代藩主の吉元は学問、文化の興隆に意を用い、享保三年（一七一八）藩校の明倫館を創建すると共に、毛利氏

家譜及び家臣伝来の古文書、家系の調査事業を、時の歴史学者である永田頼兵衛政純に担当させた。その結果編集されたものが『閥閥録』（正式には閥閥録という）二百四冊である。

此の時、山内家当主山内縫殿が山内家の古文書を提出し編集されたものが『閥閥録』十三之一から十三之七までの山内家文書である。

内容については、『大日本古文書』所収の「山内首藤家文書」とかわりはないが、閥閥録の方には所々に解説がつけられている。

事実関係の真偽等とはともかくとして、わかりやすい所もある。

例えば『萩藩閥閥録』一七号の「從隆通之兩通、具令披見候。於我等前々之節目、一切無忘却候。此等之趣能々可被仰達事。可目出度候。恐々謹言」

毛利輝元が熊谷信直にあてた書状であるが、解説文として「右此比世上何角風説御座候に付、先年元就公雲州御退軍之時、甲山城（山内の甲山）へ被入、直通、隆通と御頼被成に付、吉田へ送奉り候、己来所々御弓箭之節、段々遂御馳走、今更別心無之段、隆通神文を以、熊谷伊豆守信直まで申達候処に輝元公より信直に對せられ御書」（カッコ文は筆者）

これは、事実かどうかともかくとして、元就が雲州より退軍の時に山内の甲山城へにげこみ、それを丁重に吉田迄元就を送っていった時のことを書き、山内隆通の毛利家に対してふた心ないことを誓ったものである。

③「西備名區」卷六、七、八（『備後業書』）歴史図書社 S 45・9
「西備名區」卷六は大内・尼子について、卷七・八は毛利（上・下）

について書いている。大内・尼子・毛利についての概略はわかりやすい。大内・尼子・毛利の記述中に山内についても書いているので参考にはなる。

また、同書卷之六十三（比婆村）、卷之六十五（山内庄）、比婆村の項では、萩山について、山内庄の項では、その名の通り山内について書いている。

④『尼子毛利合戦雲陽軍実記』勝田勝年校注、新人物往来社 S 53・12

本書は校注者の解説文によれば『雲陽軍実記』を全国の読者の前に紹介し、併せて必要な解説を加えて、理解に役立てようとする目的から執筆したものである。

本書の命名については、毛利合戦と冠称をつけたのは内容を読者に率直にしらしめるためであり、例えば『萩藩閥閥録』は元来は『閥閥録』であったが、後には、萩藩の二字が冠せられた如くである。

さらに、解説文は続けて、明治四十四年（一九一）十一月刊の『雲陽軍実記』を底本として採用したものである。

此の『雲陽軍実記』は「河本家の記録にして他生之不知実録」として扱われたが（ちなみに河本家は尼子の中級家臣で、尼子義久に疎んぜられ、毛利元就に降ったが、尼子滅亡後の勝久の富田城攻撃に内応して、以後の動向は不明）、明和八年（一七七）八月の春日由雄著の『雲陽軍実記考』には「ソモソモ諸軍記ヲ探索シテ普ク見侍リケル、古考ノ者モ此記アル事ヲ知ラザリシニ、飯石郡（現島根県）ニ所持セシ者アリテ深ク蔵置ケルガ、此事ヲ伝聞セシ者、多年ノ懇望切ナルニヨリテ、近年

ヒソカニ借進セシメテ写シ取ケルヨリ、縁ニヨリ伝テ求テ書写セシモノ
数十家ニ及ベリトゾ」

河本家の秘録である本書も明和八年頃から次第に写本として流布して
いたことが知られる。

本書は第一巻から第五巻の構成で、例えば第一巻は「尼子経久富田城
を切り返す並びに苦屋千万歳の事」「阿用合戦並びに尼子民部少輔政久
落命の事」等項目をあげて、尼子経久の功業から、尼子勝久の上月城で
の敗北までを書いている。

⑤『陰徳太平記』上・下芸備風土研究会S48・4

大正二年（一九一三）七月早稲田大学出版部が発行した『通俗日本全
史』に収められていたものを再版したもの。

例言によると、第一巻から四十一巻までを収録。此書は、周防岩国吉
川家の老臣香川正矩父子の手に成る。

此書を『陰徳太平記』と名付けたるは、宇都宮三近の序に「有陰徳者、
必有陽報。有陰行者必有昭名公以此貽其子孫者所以警其好戦而示積徳
者歟非呼」とあるに依て其旨意明なり、正矩の次男景継は即ち本書の集
大成者なり、景継少小にして、父に死に別れ、四十才のときに佛門に入
る。爾来堯真を名とし、宣阿を号とす。和漢佛典に通ずれども、特に歌
を以て世に聞ふ。

一條の今西行の称あり、蓋し居を京都一條に したればなり、享保二
十年九月、七十八才にて寂す。著述に草庵集・蒙求諺解・須磨明石抄・
梅月堂隨筆等あり。

其歌集は門人橘雅珍が集めし所の梅月堂堯真法師和歌一卷あり。作者
父子の祖先の武功は本書の処々に見えたり。

⑥『陰徳太平記』上・中・下 香川正矩原著・松田修・下房俊一訳
教育社 一九八〇年三月

例言によると、周防岩国吉川家臣香川正矩とその子梅月堂宣阿の著
『陰徳太平記』（八十一巻）のうち毛利興亡譚というべき部分を現代語
訳し、注釈を加えた。正徳二年版（洛陽有春軒刊行）を底本とした。

また、参照した本としては、通俗日本全史『陰徳太平記』（上・下二冊
大正二年刊）、臨川書店正徳二年版本『陰徳太平記』（上・下二冊、松
田修・笹川祥生共編）をあげている。

吉田一保『和漢軍書要覧』―近世中期の通俗史書目録―所収の陰徳太
平記の項には、

『陰徳太平記』八十一巻 香川正矩撰

百四代後土御門内院、文明年中より百八代後陽成院慶長年中まで、凡
百十余年の間を記す。足利家の滅亡、織田・豊臣の治世、秀吉朝鮮征伐
凱陣までに終る。関西の軍書にして、東国・北国は事と因てあらあ記
しぬ、信長本能寺合戦、大内義隆逆臣陶の入道がために討たれ、尼子
一類富田七年の籠城、山中鹿助が忠勇・毛利元就宮島合戦の武功、吉川・
小早川等家を興し、秀吉中国所々の合戦等諸将勇士の家系興廢を委しく
しるす。

⑦『山内首藤氏史料』第一巻～九巻 前田泰男編（呉市在住）S42・
7～S46・2

これは呉市在住の前田泰男氏がいろいろな諸資料から山内首藤氏にかかわるものを抜すいし、収録編集されたものである。

年代毎に山内氏とそれにかかわりある同年代の安芸・備後・備前等をあげ、全国の出来毎と対比して書いたものである。

⑧『広島県史』古代中世資料編Ⅳ、広島県S53・3

広島県内に在る文書類を収録したもので、「庄原・比婆地區」の所に山内に関する文書が多く収録されている。又、付録の木札の項に天正九年九月日の圓通寺の本堂修造棟札がのせられている。

その他には、「戦国史料叢書七」（『中国史料集』）米原正義校注、人物往来社S41・9 『山内首藤家文書』一―十 武田祐三、北備地方史S40・4―42・12、『諸臣証文・山内家証文抜書』庄原市文化財保護委員会、北備地方史研究会S43・3 等がある。

三、山内首藤氏に関する論文について

- ①「備後国地毗庄」猪原薫一、歴史と地理三三―六、②「地毘庄と山内氏」出内博都 芸備地方史研究十一S30・3、③「東国から移った武士達」出内博都 芸備地方史研究一七―一八S31・7、④「承久の乱後における在地構造の変化」武田祐三、芸備地方史研究五四S40・2、⑤「地毗庄以前の山内首藤氏」武田祐三、芸備地方史一、S40・4、⑥「地毗庄以前の山内首藤氏」武田祐三、芸備地方史研究六一 S41・6、⑦「備後国信敷荘と山内首藤氏」武田祐三、芸備地方史研究六八、S42・9、⑧「備後国地毗庄・藤原姓山内氏一族一揆」（『鹿児島短大

研究紀要創刊号』）三木靖、S43・3、⑨「備後国山内首藤氏の国人領主制形成過程」（『上智日本史』）福本潤 S43、⑩「国人領主の所領形態について」（『月刊歴史』一四号）村田修三、S44・11、⑪「鎌倉末・南北朝期における備後山内氏の在地領主制と村落」松浦義則、芸備地方史研究八六、S46・6、⑫「備後国地毗庄の歴史地理的考察」武田祐三、芸備地方史研究八八・八九、S46・7、⑬「室町動乱期における山内首藤氏の領主権拡大」―延暦寺領備後国泉田荘をめぐる― 武田祐三、芸備地方史研究一二七、S55・7、⑭「大名領国の構成的展開」所収中の「備後国山内氏の在地領主制の進展と図田」、「備後山内氏一族と南北朝の動乱」岸田裕之、S58・9、⑮「鎌倉初期における山内首藤家について」出内博都、中世を読む一、一九八八・十、⑯「山内首藤氏と寺院・神社」、拙稿（堤）、中世を読む一、⑰「広島県の地名」平凡社、武田祐三執筆庄原市の項目等がある。

①～⑯の論稿をみると、山内氏が地毘庄に入部した初期を扱った論稿、出内論稿や武田論稿と南北朝の在地領主制と村落、山内首藤氏の一族一揆を扱った論稿が目につく。

岸田氏の「備後山内一族と南北朝の動乱」の中で、山内氏とたたら製鉄にふれられた箇所があるが、注目される。

四、山内隆通についてのまえがき

山内隆通は系図（「山内首藤家文書」・『大日本古文書』家わけ第十五所収による。これ以後は「山内首藤家文書」という。）によると、：

(前略)：豊成―直通―豊通―隆通となり、生没年は、系図によると、享禄三年(一五三〇)―天正十四年(一五八六)である。

系図の説明書によると、山内家の支族多賀山通統(現比婆郡高野町・郡山城)の嫡男で、妻は山内豊通の娘、継娶は態合伊豆守信直の娘で、始めて、毛利元就に属したとある。また、隆通の母は豊通の妹である。

山内隆通の生きた中国地方は、大内対尼子、大内滅亡後は、毛利対尼子の争乱の時代である。その中で強力な戦国大名にはさまれて家を維持していく為には、大内についてたり、尼子についてたり、毛利についてたりして、巧みに生きてゆかねばならなかったのである。

山内の支族多賀山通統(新兵衛・高野山久意ともいう)の嫡男である隆通が何故豊通の娘を妻として、本家を継がなければならなかったのか。それは尼子晴久の強制による為であったのであるが。

ここでは、実父多賀山通統と、総領山内直通・義父豊通を前段として、山内隆通の時代を書いてみたいと思う。

五、多賀山通統について

山内氏の支族多賀山氏については、地毘庄入部の初代通資が郡山から甲山に移った後に、郡山をついだのが弟の通俊で、それ以後通俊の子孫が多賀山氏を称している。

山内隆通の父多賀山通統については、『山内家首藤家文書』二二一号に、「多賀山通統同家図案」がある。

これは永禄二年(一五五九)十二月に山内通統が末代の為に書きおい

たものであるが、通統の生いたち等を書いていて、わかりやすいものである。

「系図案」によると、叔父の花栗弥兵衛の謀反の時に系図を失ってしまったので、祖父以来の事で、聞きおぼえている事を、書きおきたいと冒頭に書いている。

九才の時に叔父花栗弥兵衛が逆心をして、父通廣並びに兄の又四郎を討ち果した。その時に態合(現島根県懸合)に落ちのび、隠れていた時に、井上八郎右衛門尉が檜木谷で花栗弥兵衛と差し違えて討ち果した。

そこで、十才の永正十二年(一五一五)に家をつぎ、今年で四十四才になる。

通統が二十余才の時に但州の下知によって、尼子と縁を切ったが、享禄三年(一五三〇)九月九日に尼子が郡山城に押しかけ、翌年七月十九・二十日には兵糧もつき、家来のおもだったものも討ち死にをしてしまったとある。

隆通の父多賀山通統は叔父の返逆によって、幼ない時に父と兄を失ない、多賀山の家督をついで、尼子や大内との間にはさまれながら苦勞をして大きくなっていったことがわかる。

後には、尼子との縁を切り、息子山内隆通のバックアップの下に、毛利方として存続していくことになる。もしもという仮定であるが、息子の隆通がいなければ、宮(新市亀寿山)や和智のように、毛利によってつぶされていたのではないかと思われる。

「多賀山通統同家系図案」中に尼子との合戦が書かれているが、此の

尼子との合戦の前段として、『山内首藤家文書』二〇二号に、享禄二年（一九二九）七月廿六日付の大内義隆が、毛利元就にあてた書状には、大内の家臣弘中隆兼からの報告として、毛利元就を大将として、多賀山と合戦して、これを落したという報告があったということを書いていますので、享禄二年に、先ず大内方の毛利元就によって蓆山城が落城し、その翌年から尼子氏の攻撃が始まったことがわかり、後に毛利方として行動していた多賀山通統は、「系図案」中で尼子の攻撃の事を強調して書いたものと思われる。

通統は菩提寺の功德寺が弘治元年（一五五五）に火災にあった時に、寺領を寄進して、臨濟宗から曹洞宗に改めている（拙稿「山内首藤氏と寺院・神社」（『中世を読む』一号）。

多賀山通統は『陰徳太平記』等では、高野山久意として名前が出てくる。天文十年（一五四一）には、大内方の先峰として尼子領に攻め入ったが、天文十二年になると、大内から尼子方に転じている。此の事は隆通の所で書いてみたい。

六、山内直通・豊通について

隆通の祖父山内直通は初めは、二郎四郎、幸松丸、豊通等と名乗っていた。

父豊成（初めは豊通）から、文明十五年（一四八三）九月廿六日付で、本領地として、地毘庄本郷、下原地頭領家、信敷東一圓、同所増分、信敷東西段銭、伊与本家東西、同所半済（湯川山本にあづけている）、津

口半済、岩成下村領家（三原五郎に一期として与えている）、小条分、河北村の十一カ所が譲られている（『山内首藤家文書』一八二号）。

また、請地として、下村栖真院領（京着公用四十貫文）、三ヶ村同院領（京着公用一二〇貫文）、他四カ所を譲られている（『山内首藤家文書』一八三号）。

文明十五年九月吉日付で、信敷東一圓御判伊与半済、石成、下村御半、信敷欠所分御判、河北領家方御判、反銭御免御判、信敷西方反銭被下候御判、臨時反銭御免御判、地毘庄内懸田御半、津口半済御判、播麻内所々御判（三通）、高氏將軍信敷東方御恩賞建無之御判、泰通讓状以上十五通が譲られている。

これを受けて、文明十五年十二月廿六日付で、守護の山名政豊が山内幸松丸（直通）に備後、播磨両国の諸所領を安堵している。以上のように父豊成から山内家の家督を譲られている。

守護山名氏からの書状を、『山内首藤家文書』中の山内直通あて書状からみると、最初は山名政豊、俊豊、祐豊（但馬を拠点とする）であるが、大永七年（一五二七）頃になると、守護の書状はなくなり、大内の書状になっているので、守護山名氏の勢力の後退がみてとれる。

和智筑前守が大内義興に大永七年にそむいたので、山内上野介（直通）は、大内義興にくみして参陣をしている（『山内首藤家文書』一九八ノ二〇一号）。

山内豊通についても、和智との合戦に関して、大内義興は、大永七年九月三日付と大永八年二月廿五日付の二通の書状を出している。

『陰徳太平記』や『尼子合戦雲陽軍実記』によると、尼子経久と三男の塩治興久とが、天文元年（一五三二）所領をめぐって合戦となり、塩治興久は敗れて、義父山内直通を頼って、甲山に落ちたとあり、『西備名區』には、「直通、隆通これを助く、經久舍弟下野守（国久）次男紀伊守（尼子の最強軍団「新宮党」）に勢を附て、山内を攻る事すでに五箇度に及ぶ、然を直通兄弟（祖父と孫か）克防て、雲州勢勝利なく引退きぬ。其後、黒正甚兵衛を使い興久を乞ふ。興久これを聞いて自殺す。直通首をおくって和睦する。」とある。

天文四年（一五三五）十二月三日に興久は山内直通方において自害したという。

直通の娘を「山内系図」で見ると、三人載っている。長女は、穴戸元家にとつたが、元家の死後馬来乗綱にとつた、二女は、多賀山通統（隆通の母）にとつた、三女は、田総元里にとつた。系図上では長女が山陰の馬来にとつた。塩治（尼子）興久にとつた娘は出てこないが、まさか山陰の雄尼子の三男にとつたのであるから妄腹の子供であつたとはとうてい考えられない。

此の事が事実とするならば、山内直通は尼子と縁を通じていたことになる。

安芸では、天文二年に武田光和が病没すると、家臣が分裂、光和の養子信実が若狭へ落ちのび、のち尼子晴久を頼って出雲に赴いた。これによって安芸の過半は元就の支配するところとなり、元就はさらに天文三年に宮氏の本拠龜寿山を、四年には、萩山の高野山五郎入道久意（多賀

山通統）が尼子に一味したので同年三月に出発し、これを攻め落した。（『陰徳太平記』）。

このように毛利元就も兄興元なき後、本家を継ぎ、井上一族を肅清して毛利家内部を固め、大内氏方として、着々とその地歩をかためつつあった。

七、山内隆通について

多賀山通統の息子山内隆通が山内本家をつぐことになった理由は『山内首藤家文書』二〇六号、二〇七号、二〇八号を読むと理解が出来る。

二〇七号の「尼子詮久久書状（切紙）」天文五年（一五三六）三月廿一日付は、尼子詮久（後晴久）が山内智法士（隆通）に出したもので、その内容は、今度の尼子の甲山攻めで、詮久が攻めおとしたので、本来は山内は断絶すべきであるが、山内智法士が受けるというので、山内本家をつがせるので、今後は尼子に忠節をつくすように書き送っている。

二〇六号の「尼子経久書状」（切紙）は晴久の祖父で現在の尼子家（土）を創業した祖父の経久の書状で、二〇七号と同年同月日で、山内智法師に書状を出して、智法師が山内本家を継承していくにあたって、尼子に忠節をつくすように書き送っている。

二〇六号、二〇七号文書をうけて、二〇八号文書は次のようである。

山内直通書状

上野介

（隆通）
嫁法士殿 進之候

直通

讓与惣領職事、子ニて候次郎四郎息女縁辺之儀、其之申合、致相詮候、以比旨家儀長久可有存知候。諸色被守先例、可被申付事肝要候、恐々謹言

天文五年六月十三日

直通(花押)

嫁法士殿

進之候

山内本家の直通より、嫁法士(隆通)にあてた書状で、息子豊通の娘である隆通に惣領職を譲ることをしたためた書状で、これによって、多賀山通統の息子の隆通が、山内本家を継ぐことになった。

山内本家と多賀山氏との関係をみると、本家豊通の妹が、多賀山通統にとつぎ、隆通を生んでいたので、隆通から見れば豊通は叔父になるし、直通は祖父になる。

また、隆通の妻は前述のように豊通の娘である(妻亡き後は毛利側近の熊谷信直の娘をめとり、後とりの広通を得ている。)

山内直通から見ると、隆通夫婦は、外孫と内孫ということになるので多賀山氏から山内本家に入っても、祖父直通や義理の父豊通のバックアップを得て、山内本家臣団に於いても、さほどの拒絶感や動揺はなかったのではないかと思われる。

但し、尼子の方から見ると、多賀山氏は大概尼子方であったので、多賀山隆通を山内本家に入れて、尼子方に有利にいくように図ったのであろうが、尼子の予想に反して、尼子の弱体化もあるが、隆通は「山内系図」の隆通の所の説明に「始めて毛利元就に属す」とあるように、終始

毛利方として活動をしているのは、尼子氏にとっては、大きな誤算であったと思われる。

天文九年(一五四〇)九月に尼子晴久は毛利元就を攻撃する為に、一万余騎を引率して、吉田をめざして富田月山を出馬したが、叔父の義勝等有力武士が討ち死にし、敗北をして、富田にしりぞいた(『毛利合戦雲陽軍実記』)。

そして、翌年の天文十年には尼子経久が八十四才で死去した。このことは、尼子にとって前途の多難さを予期させるものであった。

天文十年正月十四日尼子晴久、吉田より敗走の後、三吉修理亮広隆、石見国福屋治部少輔隆兼、備後高野山入道久意(多賀山通統)、吉川治郎少輔興経、山内新左衛門尉隆通、宮若狭守等十三人が陶中務権大輔隆房のもとへ「義隆朝臣が自ら出雲へ進攻されるならば、われわれ十三人お味方に参り、先陣を勤めます。尼子ご退治の時には、尼子領のうち、備雲石の三国の中から、われわれそれぞれの身上の大小にかかわらず、今あると同じだけの所領を加増して下さい」と書き送ったという(『陰徳太平記』)。

天文十一年正月十二日に、大内義隆は山口を出馬した。これに一味同心の人々は、前述の十三人を含み、毛利元就・隆元父子、宍戸隆家(毛利元就が隣国の強敵五龍の宍戸氏を味方にする為に、元就の娘をとつがせた。また、隆家の母は山内直通の娘である)、平賀隆宗、小早川正平、天野興定、熊谷信直等々であった。

しかし、天文十二年の正月に大内勢は富田城を総攻めしたが、うまく

いかに逆に、三沢、三刀屋、本城、山内等々が尼子方に再度転じたために、大内勢は大敗し、退却をした。

此の時に何度も書くが、毛利軍も退却となり、元就は山内を頼って甲山に入り、直通・隆通は元就を丁重に吉田迄送りかえしたという（『関録』十三之一）。

河合正治氏は『安芸毛利一族』の中で、河北、八谷がこの時に毛利直臣になったという話等で、「事實は存したであろう」と書いている。

神辺城の山名（杉原）氏も、此の天文十二年に大内方から尼子方に転じ、天文十八年迄このあたり一帯で尼子方として勢力をふるった。

天文十二年正月十一日付で、山内少輔四郎（隆通）は大内義隆より加冠状をもらっている。

加冠 隆通

天文十二年正月十一日（花押）

山内少輔四郎殿

隆通は大内義隆の隆の字をもらい、隆通の加冠状をもらっている。

年欠であるが、山名祐豊よりの書状の中に気になる事があるので書いておきたい。

『山名祐豊書状』（切紙）二一〇号に、守護の祐豊が山陰の馬来家（前述の河合正治氏の『安芸毛利一族』の中で馬来家が「たたら製鉄」とかかわっていることを述べている）の事で、馬来の息子又四郎に家督相続を認めるように塩治左衛門尉綱にいおうと、山内隆通に書き送っている。

承知のように、直通の娘が再婚で馬来家にとついでいるので、又四郎は直通の娘の子ではないかと思われる。

山内隆通が天正十四年に、毛利に知行地を報告した中に、本郷の内鍛冶屋持、十八貫というのがあり、馬来家を通して、たたら製鉄鍛冶とも深くかわっていたのではないかと思われる。

天文二十年大内氏は重臣の陶晴賢によって滅亡させられる。これによって、中国地方の大内、尼子体制は崩壊し、新たな段階をむかえることになった。

毛利元就にとっては、山陽地方を握る為には陶との対決がなく、そのような状勢下で、天文二十二年（一五五三）に山内隆通は毛利に帰順するのであるが、帰順を説得したのが、穴戸隆家と口羽通良（元就の側近志道元良の弟）である。その結果、天文二十二年十二月三日付で穴戸隆家あての書状で、帰順の条件として、九ヶ条の条数をかかげて、元就、隆元、隆家に神文で連署加判を求めている。

隆通があげた九ヶ条の中で、多賀山の事については「一、多賀山儀、我等同前ニ於致馳走者、不可有御等関与之御両三一紙之可預御神文事」と書き、実家の多賀山家について、山内家と同様に取り扱われることを要求して、神文を出すようにいっている。

同年の十二月四日付で、隆通あてに、元就、隆元、隆家連署加判して返書を書き、九ヶ条の中で、和智、湧喜の事については、納得出来ないが、その他の七ヶ条については、これを認める事を書いている。

これによって、以後、山内隆通は毛利氏方として行動することになる。

天文二十三年（一五五四）主君大内を倒して実権を握った陶に対して、毛利元就が反旗をひるがえした為に、陶が迎えた大内義長（九州の大友宗麟の息子、母が大内氏の出）は、いささかも陶に対して、異心がないことを誓っている。

宮島の闘いに於いて、毛利と陶は決戦し、毛利が勝利をおさめて、いよいよ毛利は中国地方を支配下におさめんとして、尼子との決戦に向かつていく事になる。それゆえ、いよいよ山内というものが、毛利にとって必要となっていくものと思われる。

永禄五年（一五六二）七月に尼子領である出雲国内の牛尾（七百貫）、賀茂（五百貫）、并能（三百貫）、佐世（七百貫）を隆元・元就が与えている（『毛利元就同隆元連署判物』二二二号）。また、同年の十月には、出雲道前に於いて三百貫の知行を与えている。

『尼子合戦雲陽軍実記』には、「永禄五年十月毛利元就、吉川元春、小早川隆景、島根へ出陣の為、赤穴藤が釣の城を発向、それに従う人々は、穴戸隆家、平賀隆直、天野元定、熊谷信直、そして山内隆通、高野山久意等の二万余騎であった」とあり、尼子との闘いを毛利が宇与曲折を経ながらも有利に進めている事がわかる。

永禄六年にも、毛利元就単独で、隆通に先年の牛尾の半分の知行を与えることを約束したことは、いささかも間違いでない事を重ねて申し入れている。

『山内首藤家文書』二二六・二三四号文書は、山内隆通が、足利十三代義輝から毛氈鞍覆、白傘袋の免許を得たことに関する関連文書である。

現福山市の熊野町一帯に勢力を占めた渡辺氏は、十五代義昭より毛氈鞍覆、白傘袋の免許を得ているが、山内隆通は足利義輝から毛氈鞍覆の許可を得るために、義輝に近い縁阿弥（同朋衆か）を通じて、結城意旭に働きかけてもらい許可を得ているのであるが、その為にたくさんのお金をしている。

結城意旭には縁阿弥が文書（『山内首藤家文書』二二九号）を出しているが、その中で、馬、太刀を年々に御礼することを書いてあるし、義輝や側近の朽木輝孝、そして縁阿弥にも贈りものをしてしている。

毛氈鞍覆、白傘袋を流浪の十五代義昭からでなく京都の將軍（十三代足利義輝）から許可を得たことは、備後の内郡、外郡の在地領主の中でも、大変な権威づけになるものと思われ、たくさんのお金を贈り物をしてでも得る価値があったものと思われる。またそれだけ、山内隆通の力もそれ相当にあったことを物語っている。

永禄九年（一五六六）に尼子は毛利に降服し、ここに毛利の勝利が決まり、毛利元就は、中国地方を代表する戦国大名になった。

永禄十一年正月、延暦寺は、永禄十年正月の山内隆通の依頼により、武運長久、家内安全、子孫繁昌、息災延命を祈祷している。

祈祷した経文は、大日如来真言、佛眼部母真言、一字金輪真言、御本尊真言、三部諸天真言、摩利支天真言、勝軍地藏真言であった。

丁度、同年に九州の大友氏と毛利が不仲となり、芸・備・石等の武士が軍役にかり出されている。

八、尼子降伏後の山内

元龜三年（一五七二）の事と思われる『山内首藤家文書』（二四二・二四四号）は、山内隆通が毛利輝元に忠誠心を疑われたのか、熊谷信直が仲に入って、山内隆通が輝元に対して、いささかも違変がないことを誓っている。

そして、その証として、隆通は輝元に対して、太刀一腰と金覆輪の鎧を贈っている。又、輝元側近の児玉元良にも、鳥目二百疋を贈っている。

今迄は中国地方平定の為に山内を味方につけることが必要であり、山内氏も毛利に対して、協力者としてかなり自由にやっていたと思うのであるが、中国地方を毛利が支配に収めた後は、支配関係を強化していったものと考えられ、山内の服従心を確認したものと思われる。

この事をうけて、元龜三年（一五七二）七月廿五日付の「毛利輝元起請文」で輝元は、山内隆通・元通父子に対して、今後は誰人がつけ口をしようとも、山内父子の忠誠心を疑わないことを誓紙をもって誓っている。

そして、同年七月廿八日付で、山内元通・隆通は吉川元長・元春に対して、山内父子が輝元に対して異心がないことを、輝元が納得をしたことを書き、吉川元長・元春父子に対して、いささかも疑うことがあれば、直接にお尋ね願いたいと書き、今後共、指南、扶助を得ることを請い、いつわりなき事を、梵天、帝釈、四大天王、惣日本国中六十余州の大小神祇、特に厳島両大明神、吉備津宮彦大明神（備後一の宮、吉備津宮か）等に誓紙をもって誓約している。

同年八月一日付で、おりかえし、吉川元資（元長）、元春父子が、山内父子に対して、今後はどのような事があっても、疑うような事はないと誓紙をもって誓い、元通と元資（元長）とが兄弟の契約を結ぶうえは、今後共仲良くする事を書き、梵天、帝釈、四大天王、惣日本国中六十余州大小神祇、特に厳島両大明神、八幡大菩薩等に誓っている（吉備津宮がないのに注目）。

『山内首藤家文書』（二四八・二六二号）は、足利義昭に関する書状で、輝元が山内隆通に義昭に対して上洛の援助を命じ、それに従って隆通が、義昭の援助をしていたことがわかる。

特に、天正四年（一五七六）十月三日付の安国寺恵瓊の書状には、隆通が輓に在る義昭のもとに、滑良通泰を遣したことに對して、「面目の至、大慶これにすぐべからず候」と書き送っている（『山内首藤家文書』二五二号）。

この事について、隆通が足利義昭や側近に進上した品目があり、義昭に太刀一腰（二王）、馬一疋（栗毛）、釵（国吉）、青銅千貫（但し、黄金五拾両、銀子二貫五百目）、真木島昭光には、青銅五万疋（但し、黄金五十両）、春日殿には青銅千疋、城信濃守にも青銅千疋、御供衆五人と乳母に太刀と馬を一疋ずつ、同朋衆、猿樂、既方、小者にそれぞれ三百疋ずつ、半田七介に二万疋（但し、金子二つ）を贈っている。安国寺の「面目の至」というのは、この事であると思われる。

山内隆通の息子元通には妻がなく、天正七年七月十五日に三十一才でなくなっている。此の為に隆通は、家督を二男の広通に譲ることとし、

まず、広通を元通の養子にして、縁者の熊谷信直や穴戸隆家を通じて、吉川元春に働きかけて、毛利輝元の許しを得ようとした。その結果、天正七年八月十七日付の隆家あての書状で家督相続を許されている。

そして、そのお礼として、輝元に太刀一腰、馬一疋を贈っている。

また同時に穴戸隆家に対しても太刀一腰、馬代を贈っているのである。

天正八年九月五日付で、五龍（穴戸隆家）に対して、隆通・千松丸

（広通）父子は、穴戸隆家に対して疎意なきことを誓っている。

誓約している神は、梵天、帝釈、四大天王、惣而日本国中大小神祇、

当国一宮（吉備津宮）特に八幡大菩薩、厳島両大明神等に誓っている。

穴戸隆家・元孝父子も同年九月六日付で、山内父子に誓約を出している。それによると、「祖父元源や父元家を通じて、山内とは因縁あき

らずものがあり、隆家幼少の頃の数ヶ年にわたって、山内直通に扶助せられた。その事が忘れがたい」とあり、隆家・元孝父子は隆通・広通父子に対して疎略なきことを誓っている。

そして、誓約する神々は、梵天、帝釈、四大天王、惣而日本国中大小

神祇、特に八幡大菩薩、厳島両大明神等に誓っている。

誓約した神々について、山内隆通父子と穴戸隆家父子。吉川元春父子と山内隆通父子が誓約した神々を比べてみると、上下関係が明確にわかって興味深い。

山内父子と穴戸父子では、山内は当国一宮（吉備津宮）をあげ、特に、厳島（安芸一宮・毛利）八幡の順にあげている。

穴戸は特にで、八幡大菩薩（穴戸の崇拜する神社か）、厳島をあげて

いる。

吉川は特にで、厳島、八幡大菩薩の順にあげ、山内父子は、特にで、厳島、吉備津の順にあげている。

穴戸の時には、お互いの崇拜する神社をあげ、次に厳島（毛利）をあげているが、吉川の時は、吉川は厳島と八幡をあげ、山内は厳島（安芸一宮）、吉備津（備後一宮）の順にあげ、上下関係を配慮した順番にしている。

穴戸と誓約をした年の十月に、隆通は穴戸隆家に対して、太刀一腰と青銅千疋を和融の祝儀として贈っている。

天正十二年（一五八四）三月十三日付で毛利輝元は、隆通に対して次のような書状を出している（『山内首藤家文書』二八七号）。

「ご存知のように、三吉、久代、三澤方を始めとして、すでに人質を出しているが、あなたは他国へ出張っていたので、人質の申し出をしていなかったが、皆と同じように、早々と人質をさし出すように」というている。

天正十二年（一五八四）卯月十八日付の毛利輝元より、熊谷信直あての書状には、隆通が人質を出すように五龍（穴戸）に助言してくれることを望んでいることを書き送っている。

これをうけて、同年卯月廿日付の熊谷信直の隆通あての書状には、輝元が隆通に人質をさし出すことを求めている事を書き、分別をもって返事をするように求めている。

そして、廿日付で隆通は、信直に対して、息子の鬼松（広通）を人質

として、宍戸隆家にさし出すことを申し出、信直に輝元への取りなしを頼んでいる。

天正十二年の五月廿三日に、広通は五龍に人質としていく段どりとなり、そして、五龍にいく時には、養生の為だと称するように、信直（広通は信直からみると外孫にあたる）は隆通あての書状（『山内首藤家文書』三〇〇号）でいっている。

広通の人質さし出しのことについては、吉川元春や小早川隆景も書状を隆通に出している。

小早川隆景は書状（山内三〇三号）の中で、四国伊豫への渡海について近況を書きながら、隆通が人質を出したことについて、「被御分別御書付等被差出候之由、尤可然候」と書いている。

人質を出した後の天正十四年二月に隆通は、毛利に知行高を注進している（山内三〇四号）。

その内訳は、本郷七村、泉田、信敷東西、永江、河北、伊与森脇、高小用、岩成。安芸に於いては、佐東の門長来村。雲州に於いては、賀茂、佐世、大東の内、大東の内大西の内、三代神原。そして、山内家の重臣たち、滑通恒、宇野通治、河面通友、湧喜通良等の所領も注進の中に含まれている。その所領高は合わせて、陸千柒百肆拾貫（六千七百四十貫）であった。

人質と所領注進により、隆通はいや応なく毛利の体制に組み込まれていき、息子の広通の代になると、完全に毛利家に組みこまれて広通の息子元資の時には、毛利の家臣として、二千四百石という破格の待遇を得

ている。

九、まとめ

源頼朝の御家人として出発した山内氏が、萩山から甲山に来て、着々と勢力を扶殖していき、尼子や大内、毛利の戦国大名にはさまれて生き抜き、隆通の時代には、毛利に対して、人質や知行高を注進したくなかったろうけれども、一回り大きな毛利に対してやむなく従っていき、そして、徳川時代には、完全に毛利家臣として体制に組み込まれた。

杉原盛重の子や宮（亀寿山）、和智等は毛利等によってはうむられたが、山内はどうであったか。山内にも危機はあったと思う。それは、毛利輝元によって忠誠心を疑われた事だと思うが、毛利側近に縁者（熊谷信直や宍戸隆家（隆家の息子は毛利輝元の娘を嫁にもらっている））がいた事がさいわいだったのではないか。文書等でも、彼らが毛利に対して取りなしをしているのが散見するので、これは大きな力になったのではないかと思われる。

山内氏は足利義輝や義昭、毛利氏に対しても贈り物をしているが、その経済力はどうのことを考えると、山陰のたたら製鉄の馬来家とのつながり等、鋳物や鉄とのかかわりについて考えてみる必要があるのではないか。これが今後の課題ではないかと思う。

久代要害について 田口義之

中世を読む会発足以来、今年（平成二年）で満四年、当初一年続けばいいだろうと言われたが、熱心な参加者のお陰で現在も続いている。

『山内首藤家文書』をテキストに、毎月第三金曜日の夜、中央公民館に集っては一通、一通読み進めて行く。一日に三、四通こなすこともあるが、せいぜい二通が限度である。時には、文書の内容、解釈をめぐって議論百出、一步も前進できなかったこともある。

ここにその成果の一端を披露してみよう。

『山内首藤家文書』一二四号

山名宗全（持豊）書状

今度於久代要害合戦之時宜、備後守注進候、大慶此事候、於今者、外郡之儀も悉落居候哉、目出候、一向依奔走如此候、忠節無是非候、弥已後之儀毎々無油断被致調法候ハ、肝要候、備後守国之儀可為無案内候不残心底被加意見、被申合候ハン事可然候、其由備後守方へも申下候返々済々御陣神妙之至候 恐々謹言

八月廿四日 宗全（花押）

山内新左衛門尉殿

（書き下し文）

今度久代要害に於る合戦の時宜、備後守注進候、大慶此事に候、今に於ては、外郡の儀も悉く落居候哉、目出候、一向奔走に依て此の如くに候、忠節是非無く候、いよいよ已後の儀毎々油断無く調法致され候はば肝要に候、備後守国之儀無案内たるべく候、心底残さず意見を加えられ、申合され候はん事然るべく候、其由備後守方へも申下候、返す返す済々の御陣神妙の至りに候、恐々謹言

署判者の「宗全」は、応仁の乱の一方の立役者山名持豊入道宗全、充所の「山内新左衛門尉」は備後国恵蘇郡甲山城（庄原市本郷）の山内豊成、すなわち、『山内首藤家文書』を伝えた備後山内家第八代の当主である。

文書の内容自体はそれほど難かしいものではない。

「今度の久代要害合戦の御様子、備後守（備後守護代宮田教言）より

の報告で承知した。味方勝利とのもので満足である。これで備後外郡の敵はほぼ平定できたであろう、めでたいことだ。このことは貴殿の御奔走によるものであることは言うまでもない。山名家に対する御忠節感謝している。今後御油断なく敵に備えられることが肝要である。私の守護代備後守は、備後の様子にうといだらうから、貴殿のお考えはつつみかくさず、意見を言ってやって欲しい。備後守と共に備後の経路を進めてくれれば本望だ。このこと備後守へも伝えておく。返すもたびたびの御出陣、有難く思っている」

つまり、応仁の乱に於ける山内豊成の活躍を西軍の主将で備後守護の山名宗全が賞したもの。問題になったのは、文中の「久代要害」の位置である。

『広島県史』通史編中世では、この文書を文明三年のものとし、「久代要害」を久代宮氏の本拠、比婆郡東城町久代の比田山城に比定している（P四五三）。

しかし、読み進めて行くうちに一つの矛盾に突き当たったのである。もし、「久代要害」を比婆郡東城町久代の比田山城に比定すると、その後に続く「今に於ては外郡の儀も悉く落居候哉、目出候」の文意が通じなくなるのである。比田山城のある比婆郡東城町は、旧備後国奴可郡東部にあたり、備後を外郡と内郡に分けた場合、「内郡」に属することが自明だからである。

外郡と内郡については、『福山市史』上巻が述べているように、室町時代から戦国時代にかけて用いられた地域呼称で、備後北部の諸郡、恵

蘇、奴可、三吉、三谷、三上、神石、甲奴の諸郡を「内郡（うちごおり）」と呼び、沿岸部の諸郡、御調、沼隈、深津、安那、品治、芦田、世羅の諸郡をまとめて「外郡（そとごおり）」と呼んだ。

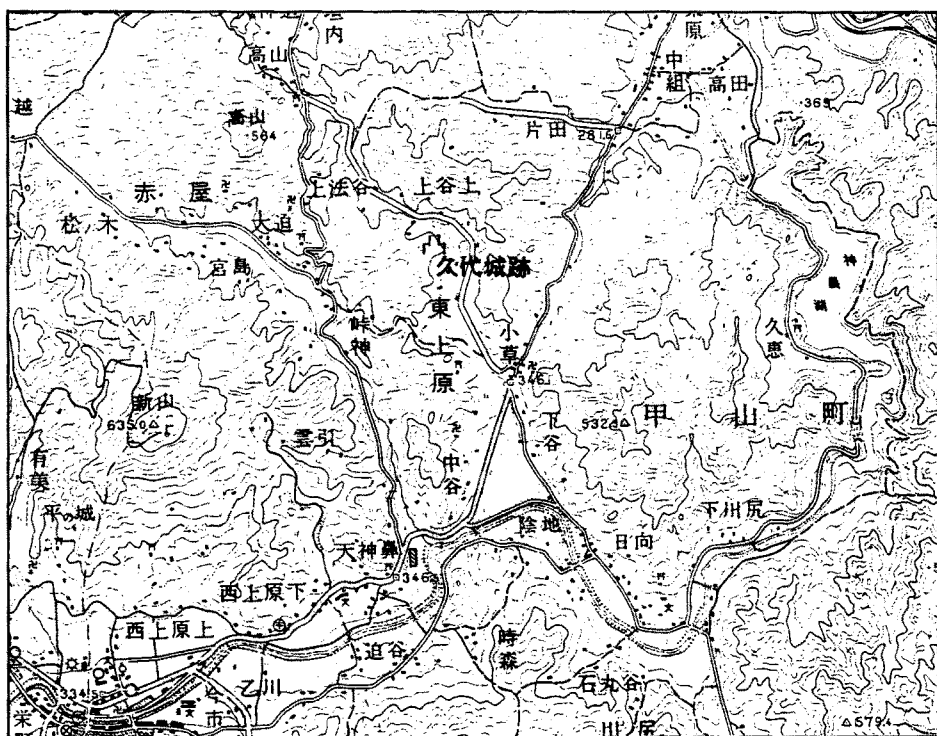
この場合、奴可郡は内郡であり、内郡に位置する久代比田山城合戦の勝利を、「これで外郡の儀も悉く平定できたようだ、うれしい」と宗全が喜ぶのは、ちょっと不自然ではないか、というのが参加者諸氏の御意見であった。

確かにそうである。私自身、この文書に出会ってもう十数年になるが、「久代」と言えば、比婆郡東城町久代と思い込んで一度も疑問を持ったことはなかった。しかし、文書の内容から見れば、この「久代要害」は備後「外郡」に存在したことは明白で、「久代」の地名も、山城跡も御調、沼隈、深津、安那、品治、芦田、世羅の諸地域で探さなければならぬ。

この疑問が出されたのはいつの中世を読む会であったか忘れてしまったが、「言われてみればその通りだと」、家路に急ぐ途中、ふと一つの仮説が頭に浮んだ。

それは、この文書の久代要害は、世羅郡甲山町東上原の「久代城跡」ではないだろうか、ということである。

甲山町の中心部から東北へ約五キロ、平野は行き詰り小さな盆地に入る、ここが東上原で、道は左右に分れ、北に行けば上下町、西北に進めば小童をへて甲奴町に至る。この西側の小さな谷が「久代谷」で、小さな谷の中央部に道行く者をへいげいするようになびく小丘が「久代城



世羅郡甲山町・久代城跡附近

跡である。(図①)。

山あいの小さな谷なので、「久代」の地名がどの時代まで逆上るのか、若干の不安もあるが、『高野山文書』には「久代」の在名を負った土豪「久代三郎左衛門尉」の名前が見出され、南北朝時代まで逆上することは確実である。

この文書の「久代要害」を世羅郡甲山町東上原の「久代城跡」に比定した場合、文書自体の文章も通り易くなるのはむろんのこと、他の史料ともからめてこの時期の山内氏の活動もすっきりしたものになる。

文明初年頃の山内氏の活動は、『山内首藤家文書』によると次の通りである。

応仁二年八月三日、山内豊成、備後小世良(世羅郡甲山町小世良)に戦う(一一三号)。

応仁三年二月十日、同、備後宇原(尾道市小原町)に戦う(一一五号)。

同年四月十、十一日、同、備後重永神上(世羅郡世羅町重永)に戦う(一一七号)。

文明四年十一月一日、同、大田庄河尻(世羅郡甲山町川尻)に戦う(一二五号)。

このように、この時期の山内豊成の活動は、世羅郡を中心としたものであり、もし、「久代要害」を世羅郡甲山町東上原の久代城跡に比定してよいならば、前後の文書とからめてこの文書の内容も理解し易くなるのである。

又、比婆郡東城町久代は、宮氏の庶流久代宮氏の本拠と考えられている。



久代城跡（世羅郡甲山町東上原）中央右よりの丘

るが、この時期の宮氏は西軍方として活動しており（応仁記、小早川家文書二〇二号、渡辺先祖覚書等）、西軍方の宮氏を、同じく西軍方の山内氏が攻撃することは考えられず、この点からも「久代要害」比田山城説は肯けない。

私は、数年前、実際に甲山町の久代城跡を訪ねたことがある。

むろん、この文書の研究のためなどではなく、鎌倉時代大田荘の預所として権勢を振った淵信の足跡を訪ねるのが目的であったが、実地に久代城跡に登ってみて、その規模の小さいことに驚いたことがある。

久代城跡は、谷に臨んだ比高三〇メートル程の尾根上を空堀で区して山城としただけの非常に簡単な山城であった。

しかし、このたび本稿を書くにあたって、この簡単さこそ、一二四号文書の「久代要害」にふさわしいと思うのである。

山城の変遷で言えば、応仁の乱頃の山城は、後の戦国期山城と比較すれば、お話しにならない程の簡単小規模なものであった。

この点からも、甲山町の久代城跡こそ、応仁の乱の一小舞台「久代要害」にふさわしいと言えるのではなからうか。

一人で文書を読んで行くのも面白いものであるが、グループで文書を解説して行くのもけっこう楽しいものである。

三人寄れば文殊の知恵、ではないが、一人では解説不能のところも意外なヒントが出て判ることもあり、本稿で取り上げたように、今までの通説を見直すキッカケとなることもある。

四年目を迎えた中世を読む会、今後も楽しく続けて行きたいと思う。

— 随想 —

雨の降る日

佐藤 秀子

秋、そして冬、風に吹かれた落葉が道端で身を寄せあつてささやいている。過日登った富田城も訪ずれる人も少なく、山もみじの木が静かに春の芽ばえの用意をしているだろう。

心を動かされるもの：それは廃虚や遺跡である。昔日の想いを内に秘めて永々と生きながらえてきた彼らの意志、わたし達に時の重みを感じさせてくれるやさしさ、強い気力で風雪に耐えてきたが力つきて剥落した壁、土に帰した諸々のもの。何百年を経てまだ余命を保っているのもう物体から神の域へと転生してしまった様にも思える。一人ぼつねんと、その中に佇んでいると、漂よっている寂寞とした想いに同化され、しばし時の空間を彷徨ってしまう。ひしひしと心に迫ってくる存在感、古文書を読む時の様に胸を熱くさせる。

先日、水攻めで有名な高松城々主、清水宗治の遺品展を見に行ったが、合戦の時、常用していた兜かぶと、その少し汚れた髭ひもがありし日の武将を忍ばせ、並んで陳列されていた。兄の月清入道自刃の短刀の鈍い光も、ぬぐいさられた血がみえるように生々しく、死して後別々の場所 で保管されていた其れ其れが、再び会あひし、懐旧の情にたえないだろうと、わた

しは溢れる涙をぬぐった。少し離れた場所に、これも並んでかけられていた辞世の句の掛軸、兄入道「世の中に、おしまるる時散りてこそ花も花なれ色もいろなれ」弟宗治「浮世をば今こそ渡れ武士ぶしの名を高松の苔にのこして」武将としての潔きよさとやはり隠しきれない無念さ…。

子孫で幕末期に活躍したが朝廷寄りの家臣の為に萩屋敷で自刃させられた二十二才の清水親知、その端正で凛々しい容姿と俊秀と言われた様を思わせる絶命手書の妙なる筆跡と文章、別の世に生まれ、ば名を成していたものをと若くして亡くなった彼の心中をおもいやると、又深いため息をついてしまった。閉館時間近く、城内には、わたし一人しかおらず又日射す中で生命を持ったもの達が語りかけるさみしい言葉は歴史の傍流で生きている者にとっては心ひかれる怪しい魔力であった。

その夜、余韻さめやらぬまま、例のごとくわたしはばんやりと考えるをしていた。ふと眼をあげると仏像が笑っていた。彼が家に来てからもう十年近くになる。十五センチくらいの木彫りの上半身像で大師様に似ている。顔の長さと同じくらいあるふくよかな耳とやさしく細い目でずーっとわたし達を見守ってきてくれた。下の方の英字が印刷してあ

って、その着ている黒っぽい袈裟衣の塗料は殆ど剥げ落ち古い木の匂いをする。

田舎の寺は瑠璃光寺と称し、本尊は薬師如来である。薬師如来は現世利益を中心とした仏で離島の不自由な生活をおくる人達が信仰したのだろう。日光、月光菩薩の脇侍の他、薬師十二神将の部下がいて、そのうちの武将として金比羅さんの宮毘羅大将がいる。丸亀と琴平は近くだからその関連もあるかもしれない。調べてみたい気がする。寺には古びた閻魔堂があつて、信心深い祖母に連れられて幼い頃、寺まいりにでかけたわたしは、舌を抜かれている悲しい顔の罪人と居並ぶ鬼達、一段上で形相凄まじい大王を戸の隙間から覗きみては悪いことはすまいと心に誓っていた。薬師如来は黒塗りの扉の奥に端座し、そのくすんだ姿は金色の釈迦如来と違って、なぜか心安まるものがあつた。先年、しばらくぶりに訪ねた寺は仏像は盗難にあい、閻魔堂は崩れ落ち屋根瓦が半分だけ残っていた。瓦礫の間に身を横たえた大王は、すっかり零落して威厳を失い、部下のことごとくを失つて意気消沈していた。せめて最後はと、冠を探しかぶせ、体を起こして近くにあつた板でまわりを囲った。その時、壁土に埋もれた小さい仏像の顔が見えた。堀りおこしてみると弘法大師を彫つた半身像である。単語として意味を持たない(多分、文字の途中で切つたからであろう)英文字が目に入り、一瞬、わたしは外国航路の船員が彫つたものかなと思つた。閻魔堂にあつたのは罪を悔いる為かそれとも死後の極楽浄土行きを願う為か、汚れた体をとにかく水で洗い、考えあぐねた末自宅に持ち帰つた。わたしが布に包んで鞆から

取り出した仏像をみて息子は、生きてみたいだねと言ひ、拾つてきたわけを話すと、そこで死ななくてよかったねとやさしかった。

それ以来、仏像は居間でわたし達と、一緒に暮らしている。朝夕仏飯を供え時には願ひ事をしたりして、家を留守にする時も、彼を心の隅で頼りにしているのである。わたしの行動を笑わず肯定してくれた家族、山や旅先での思ひ出の木の皮や石のかげら、落葉等を取りだして眺めていても、誰もそんながらくたとは言わず話を聞いてくれる。口では言わないが同居者三人には感謝している。

けれど机から眼をあげるといつもそこに座っている仏像は、わたしの邪まな考えをも見通していて、そのやさしい眼に会うと怒りの気持ものみこまずにいられない。そうしてわたしは偽りの善人にならざるを得ないのである。いつだったか雨の日、仏像を袋にいでて山寺へ行ったことがある。彼をその本堂へ置いてこようと思つたのである。心苦しさから逃れる為に。けれど荒れた寺で朽ちてゆく姿をおもうとやはり連れ帰つてきた。結局、わたしと一緒に、暮らしてゆくしかないかもしれない。友人が、信ずることがすべてを変えらるからね。信じれば心は通じるよと言つたが、子供の頃読んだ、村人の拾つた仏像の形をした木と長者の金色の仏像の相撲で、木の方が勝つた話をふと思ひだした。長者が負けた仏像に、そんなに立派な体なのにどうしてかと、問うと金色の仏像は、だって当然ですよ。私は大切にされて蔵の中、年に一度の食事、それにひきかえ彼は毎日、やさしく食事をもらつてゐるんですから。力がでるわけがないじゃありませんかと答えた。仏像に似た木は村人の信じ

る心に答えたのである。ほこりのついた仏像をぬるま湯で洗っているとその体は、手のひらに入ってしまうほど小さく軽い。わたしも年寄れはらずーっと生き続ける彼とは別れなければならず八十八ヶ所巡りに行く時に何処かの寺に頼んで堂の片隅に置いてもらおう。彼の心の供養は、なされてないのだから…と今は思っている。

以前、徳島へ行った時に足利義植の墓を西光寺にみた。その頃のわたしは、インカ帝国やエジプト、ギリシャ、ローマの世界史にしか関心がなく、友人が悲運の將軍と話してくれたのを、ただ頷いて聞いていた。二度も將軍職につきながら美濃、越中、周防、近江、淡路、阿波と諸国を流浪の旅におくつたと、書いてあった。彼は管領の細川政元に裏切られたが政元も又、養子に殺される。政元は修験者の行法に凝って妻帯をしていなかったので養子をむかえたのだが、もし実子がいれば殺されずにすみ歴史は少しかわっていただかもしれない。政元が奇怪な行動が多かったという記述を読んで、変人好みのわたしには興民深く、一向一揆の時、加賀門徒と幕府のあいだをとりなし、本願寺では聖徳太子の化身で観音と八幡の申し子だとされていたらしいが一般には天狗の修業だと高い所から飛びおりたりする愚かものだと思われており、その二様性が面白い。十年くらい先の読書三昧予定の日々には、くわしい書物を探してみたい。歴史も新しい資料や古文書等の発見によりおいおいかわってゆくかもしれない。その中で生きてきた魅力ある人物は、わたし達の心をとらえて離さない。雨の降る日は、地上に漂よっている彼らの霊も、ひっそりと軒先に身を寄せあい往年を語っている。雑音を消してくれる雨

音の中に、わたしも又ばんやりと誰かを想い頼杖たのづえをついたまま…この間にも後にしか知ることのできぬ年表の一行が、時の手によってどこかで書かれている…。

観応擾乱期の渡辺文書

小林 定 市

草戸千軒の発掘の進展に伴い、長和庄地頭渡辺氏の研究が進められて

いるが、以外と史料の究明が進んでいない。備後地方の多数の系図、特に渡辺氏に関する多くの系図を筆写したのは浜本鶴賓で、昭和十一年八月の『備後史談』の「明王院と草戸中洲の変遷」に「渡辺氏系図は自分の蒐集数種の中、正確と見做さるるものが二本ある。外に『渡辺先祖覚書』と題する美濃紙三十葉の写本があり、享禄三年（一五三〇）のもので信憑するに足る」と書き記している。鶴賓が書写した原本は戦災で焼けたのか現在には不明であるが、書写された系図は福山城古文書館に所蔵されていて、阿部家関係が三冊に、『芸備諸家系図算録』八冊と別冊として、『渡辺系図算輯』一冊がある。

『渡辺系図算輯』の目次は、

1. 常国寺開基大檀那渡辺越中守
信濃守高・兼、家は名前のみで、越中守兼より書き進められている。
2. 野々浜、渡辺吉兵衛系図。
3. 嵯峨源氏渡辺系図。
福山府中町有田浄胎房が、備中ノ親類ヨリ持帰ル。享保二年に書写さ

れたもの。

4. 渡辺先祖覚書。

本会の会長、田口義之氏によって、詳細な解説文が『山城志』8号に掲載済。

5. 渡辺氏系図、野々浜。

信濃守家・越中守兼・信濃守高・信濃守兼の順に書かれているので内容の年代が前後している。昭和九年世良戸城氏より借り写す。

6. 嵯峨源氏渡辺系図。

津之郷村加屋柳井家所蔵、内容は簡明で信濃守三代の没年と年令が記されている。

以上

『嵯峨源氏渡辺系図』と『渡辺氏系図、野々浜』に観応擾乱期の書状五通が、記されていてその中の二通は、『沼隈郡誌』に収録済のもので残の三通は、未だ公表されていない武家文書である。

古文書学では、史料を鑑別し、史料の真偽を区別することが大切なこととされているが、五通の文書に就いて、文書の差出者と受取者（人名

渡辺氏関連年表

西 暦	年号 年 月	備 考
1333	元弘3年 7月	(推定)元弘の恩賞として渡川氏、山南郷・山田村領有。
1349	貞和5年 4月	足利直冬、長門探題として鞆に下降。
〃	9月	杉原又四郎、鞆の足利直冬を攻撃、直冬九州へ逃れる。
1350	観応1年 6月	足利直冬・三隅兼連追討のため、高師泰(越後守)京都を出発する。
〃	6月	足利尊氏、小早川氏と長井貞頼に出陣を命ずる。
〃	7月	直冬方の桃井左京亮、吉川経兼を誅伐の軍に招く。
1351	貞和7年 2月	渡辺四郎兵衛究軍忠状
1351	観応2年 2月	播磨龍野の合戦で尊氏軍大敗、後尊氏、直義と和睦。
〃	2月	高師直・高師泰武庫川の辺で殺される。
〃	3月	足利尊氏、足利直冬を九州探題とする。
〃	3月	足利直冬御教書、渡辺刑部左衛門殿。
〃	4月	渡辺刑部左衛門、吉田庄坂城において討死。
1352	観応3年 2月	足利尊氏、鎌倉で足利直義を殺す。
〃	4月	安芸国武田軍、直冬方の毛利方へ攻撃開始。
〃	6月	渡川直頼、備後国山南郷・山田村を金丸(義行)に譲渡。
〃	文和1年 10月	山南光昭寺開基、明光上人本願寺に参詣。
〃	観応3年 11月	足利直冬、南朝方に帰順。
〃	12月	渡辺四郎左衛門尉究軍忠状。
1353	正平8年 7月	足利直冬御教書、渡辺四郎左衛門尉殿。
〃	11月	今川頼貞感状、渡辺四郎左衛門尉殿。

の混同と花押の判読誤)に疑問があり、文書の事実を示す本文(事実書)と事実の発生した日時は、合戦に参加した人だけが書き得る内容で、正史料であるか、偽物何れとも決め難いが、史料性の高いものと推定する。最初に書状を書き、次に参考文献で史料の裏付をとり、終に解説を書く。

1. 渡辺究軍忠状

渡辺四郎兵衛究申軍忠事 (沼隈郡誌収録)

右、自最前、馳参御方、今年正月六日、武蔵五郎追落畢、立帰□成陣取候処、同十八日、越後守・武蔵五郎追落、両度合戦致忠節畢、是等次第三原清五郎見知上者、賜御證判、弥可抽軍忠、言上如件、

貞和七年二月一日

(今川直貞判カ)
今川刑部大輔直貞言上

参

深堀記録證文 大日本史料

今河五郎直貞、所差遣也、属彼手急速可致忠節之状如件、

貞和六年九月十六日(直冬) 花押

深堀弥五郎(政綱)殿

参

観応二年日次記 正月八日

備後国武蔵五郎(高師直子息師夏) 備前二尾張左衛門佐(石橋和義)
備中二八南遠江(備中守護高宗継) 於国々被致警固云々、

石見国長野庄得屋郷惣領地頭 益田文書

参 岩田胤時軍忠状 大日本史料(部分)

貞和六年十一月三日、馳向三隅城、同八日夜押寄越後守師泰陣、

貞和六年十二月廿六日、師泰没落之間、追越江河并河上城令退治、

観應二年正月

足利尊氏は南朝方と対立していると同時に、自分の腹臣(高師泰・師直)と弟直義のいさかいから、直義と養子直冬(実は尊氏の実子)を敵に回しての骨肉の争いとなる。

足利直冬は貞和五年四月より長門探題となつて麁に居たが、同年九月に師直勢力に追われて肥後に逃れる。しかし、九州で直冬は勢力を拡大し、貞和五年十一月には長門守護厚東武村が直冬に應じ、翌年の五月には安芸の国では吉川経盛が、さらに石見の諸族が直冬党として挙兵する。三隅兼連らは石見国一円を支配下に入れる程優勢となり、周防の大内弘幸も直冬に應じた。こうした動きに対して幕府も直冬方勢力を放置できなくなり、幕府の侍大将である高師泰の派遣となる。師泰は直冬追討の院宣を奉じて、観応元年六月二十一日に京都を出発する。同日尊氏は小早川氏と長井貞頼(長和庄北地頭・福山市草戸町)に師泰の支援を命じる。この時師泰は、中国地方の成敗権と石見・長門・備後守護(尊経閣文庫文書、五、室町將軍家御教書案)として下向する。西進する師泰軍に対して直冬は桃井左京亮を派遣する。左京亮は翌七月十七日には吉川経兼に軍勢催促をしている。備後に配置された、武蔵五郎は、直冬勢に対す

る防衛を目的とした師泰の後方の備えとみられている。

師泰は七月下旬より石見国の三十二ヶ城を抜き、三隅兼連の三隅城を囲んだが、戦況は進展せず、同年末直冬軍の反撃に遭つて敗退し、観應二年二月に播磨国の足利尊氏の許に帰陣した。

『沼隈郡誌』の軍忠状の年号は、貞和二年となっているが、原本は何れも貞和七年で、北朝の貞和年号は貞和六年二月二十七日から、観應年号に改められるが、直冬は其後も貞和年号を続けてもち、高師直一族が亡び、尊氏と直義の和平が成ると、直冬も宥されて、観應二年六月十日より貞和七年の年号をやめて観応を用いた。『沼隈郡誌』の筆者は、直冬年号が存在したことを知らず、七年を二年に書き替えたのであろう。次に今川刑部大輔直言上と書かれているのも疑問で、直冬の部将で今川を名乗った人は、今河五郎直貞と今河刑部大輔頼貞で、また同名の人物として今川頼基の子息で、丹後・但馬・因幡守護を勤めた今川掃部助駿河守頼貞がいるが、三名の間柄の関係は不明である。

軍忠状は、戦いに従い軍忠をたてた武士が、その旨を書き記し、所属の大将に差出す文書で、日付の奥に證判を加えて相手に返却する。證判は「承了」(今河直貞)判、となっていたのであろう。『田村文書』によると、今河直貞は貞和六年七月二十三日に、筑前国宮崎八幡宮に祈禱させている。

2. 足利(直冬)御教書(沼隈郡誌収録)

今度、於中国所々致軍忠因、桃井左京亮令註進之殊以神妙也、弥可抽

戦功之状如件、

観應二年三月二十七日

直冬^カ
直義判 (広島県史、譜録)
足利尊氏、御判)

渡辺刑部左衛門殿

参

桃井左京亮軍勢催促状

吉川家文書

為師直師泰以下與党輩誅伐、奉中国大將軍、(足利直冬)所令下著于石州三隅郷也、且此間忠節之次第、殊以神妙候 早馳参、可被致軍忠之状如件、

貞和六年七月十七日

(桃井)
左京亮(花押)

吉河二郎三郎(経兼)殿

参

吉河経盛申状

吉川家文書

右、於経盛、去自五月、参御方揚御旗致軍忠之處、於安藝国寺原、當国守護武田兵庫助、去六月八日、寄来之間、致散々合戦之處、家子若党数輩被疵畢、随而桃井左京亮注進、三角入道市村掃部助注進一見状等明白也、如此数通公感状、并軍忠支證状分明上者、急速被経御沙汰、預御下知、成安堵思、弥為抽軍忠、仍遵中言上如件、

貞和六年十一月 日

(足利直冬、安堵裏書)

任此状可令領掌、若構不実者、可處罪科之状如件、

貞和六年十一月廿日(足利直冬) (花押)

この文書は、日下に直義判と記しているが、参考文献の通り、桃井左京亮は足利直冬の部将なので、発給者を直冬と推定する。

後出の正平八年七月の御教書も、直義判となっているが、直義はこの前年即ち正平七年二月には鎌倉で殺されているので、直義判は存在せず、直冬の花押の見誤りかまたは伝写の誤りであろう。

3. 渡辺究軍忠状

渡辺四郎左衛門尉究^{脱カ}軍忠之事

右、安藝国御退治御進発之間、自最前御方所々御合戦之時致忠節畢、去自四月二十三日御籠、毛利備中守師親所領吉田之庄内坂之間御伴仕候、日夜散固之所、同月六月八日、武田兵庫助氏信以下凶徒等寄来、当城之間於同新城日々合戦仕畢、十一月八日夜、於氏信向陣夜討之時、散々致合戦追落数輩凶徒等畢、同十七日至井原河原、両方出合戦之時、捨無二身命ヲ抽忠節者也、即追落彼陣追籠佐東致尾城畢、其外秋山五郎城以下天野一族等押寄要害悉令退治候、如此次第毎度御見知之上者、早下賜御判為備末代龜鏡、恐々言上如件、

観應三年十二月 日

刑部太輔(判)
今川刑部大夫^カ

参

吉川経兼軍忠状

吉川家文書

吉川次郎三郎経兼申軍忠事

右、可致藝州坂城後攻之由、預御催役之間、今月一日、馳参寺原御陣、

即大將御共仕、同八日夜、押寄坂向陣、追落武田兵庫助氏信、要害以下廿余ヶ所悉焼払訖、同十三日、氏信取三田馳山陣之間、同十七日、押寄彼敵陣、經兼致自身太刀打、追払御敵等處、被疵在所頭如此戰功之次第、大將及御見知者也、然者早賜御判為備後證、恐々言上如件

觀応三年十一月 日

(證判)

(今川頼貞)

「承了」

(花押)

参

吉川実経軍忠状

吉川家文書

安藝国大朝本庄壹分地頭吉河又次郎実経申軍忠事

一 去年四月廿二日、毛利少輔太郎元春構内部城之間、御発行之時、御共仕、連々致軍忠、同五月廿八日夜、責落彼城畢、

一 同六月八日、元春楯籠吉田城之間、御発向之時、御共仕之處、彼元春令降参、即被破却城櫓畢、

一 同十五日、毛利備中守親衡楯籠坂城之間、御発向之時、御共仕、連々致合戦畢、

一 石州凶徒山形打越之間、武田六郎殿御発向之時、御共仕、同十月十九日、於寺原城懸先、自城下陳お追落畢、

一 同廿日、武田六郎殿御返之時、則御共仕、迄十一月八日六ヶ月之間、彼城取巻、日々致合戦之處、十一月八日、終夜武田甲斐守相共致合戦畢、而石州備州凶徒等率数百騎、為親衡合力、致後巻之間、同十七日、井原河原合戦之時、御方数輩討死之刻、実経散々致合戦

畢、此等次第、大將軍御見知上者、為給御證判、粗言上如件、

文和二年三月廿二日

藤原実経上

(證判)

(武田氏信)

「承了」

(花押)

安芸吉田とは、高田郡吉田庄のこと、本家は京都祇園社領家は花山院家で地頭職は毛利氏が有していた。

久安五年、近衛天皇の勅願により祇園社一切経会が始められた時から、吉田庄は料所になり、年貢米三百石が寄進される。観應元年、毛利親衡が吉田庄で戦ったため、祇園社一切経会が納められず、領家方会料だけでかろうじて挙行された。同三年に、再び親衡が吉田庄で戦ったために花山院雑掌は吉田庄に入れず、地頭方と領家方の会料が納められず、一切経会は中止となった。以後花山院は領家方を支配することができず、その実権は毛利氏に移る。

観應二年のころ、直冬方の毛利氏は吉田庄の周辺地にある吉田庄領家分や厳島神社領等の所領拡大を計っている。『嵯峨源氏渡辺系図』によれば、足利直冬に御教書を賜った渡辺刑部左衛門は、一ヶ月後の観應二年四月二十二日に、「吉田庄内坂城於いて討死」と記され戦死している。

反尊氏派の毛利氏の所領拡大の動きは、幕府の地方官である守護には黙認できないことで、治安維持と反幕勢力追討のため観應三年四月、安芸守護武田信武の子息氏信の率いる熊谷直氏・内藤教泰・阿曾沼光郷・吉川実経の軍勢が攻撃を開始する。毛利師親の内部城は二十二日より攻

撃が始まり、五月二十八日に落城、師親は逃れて吉田城（郡山城・高田郡吉田町）に楯籠り、たが六月八日に降参する、次いで親衡の楯籠る坂城（日下津城・高田郡向原町）を包囲攻撃するが、六ヶ月たっても攻落せなかった。十一月には直冬方の石見・備後の軍勢が坂城後攻めに来援、大將今川刑部太輔頼貞軍と毛利軍は十一月八日武田軍の陣地に夜襲をかけ、武田軍を追いつき、要害二十余ヶ所を焼払う。続いて追討をかけた直冬軍は同十七日の、井原河原（広島市安北区白木町井原）の合戦で勝利し、武田軍を敗走させている。

南北朝時代の幕府方守護の職務の一つに、軍忠注申があった。足利直冬方の守護と同格と推定される人物に、今河五郎直貞・桃井左京亮の後に発場するのが、今川刑部太輔頼貞で、渡辺究軍忠状には今川刑部太輔の證判があったものと推定する。

吉川氏は駿河国吉川を本貫地とした藤原氏で、居住地名をもって姓とした。承久の乱後安芸国大朝本庄の地頭職を与えられ、鎌倉末期に移住する。吉川経光の長男経高は安芸吉川氏の祖となり、経高の孫実経は武田氏に従い毛利攻めに活躍する。

経光の三男経茂は三隅氏（三隅庄を本拠とする）から分家した永安兼祐の孫娘である尼良海と結婚、妻が祖父母より所領を譲られたことにより、石見吉川氏となる。経茂の三男経兼は今川頼貞の命を受け、十一月の寺原の陣、坂城の合戦、三田馳山の攻撃に加はり武田軍を追払っている。

4. 足利（直冬）御教書

安藝凶徒退治之事、處差遣今川刑部太輔直貞也、速令発向、可致軍忠之条如件

正平八年七月三日

直冬カ
判直義

渡辺四郎左衛門尉殿

参 足利直冬御教書

吉川家文書

石見国西方凶徒対治事、守護人下向之間、當方地頭御家人等相互令談合、運謀策可棒連署注進状如件

正平九年八月十三日

（直冬）（花押）

吉河次郎三郎殿

尊氏と直義の対立が激しくなり、直義は京都をのがれて北国から鎌倉に入る。

一方、尊氏は鎌倉の直義を討つ方策として観応二年十一月に南朝にくんだり、直義追討の論旨を得て東国に向かう。関東の諸將は尊氏派として旗色を鮮明にし直義軍を圧迫する。やむなく直義は降伏すると、尊氏は鎌倉に入り直義を延福寺に幽閉する。幽閉された直義が毒殺されたのは観応三年、南朝年号では正平七年二月二十六日である。

直義の死により打撃を受けた直冬は、九州における勢力をひきあげて長門国に転進し、正平七年十一月十二日、石塔頼房を介して南朝にくだる。北朝年号について観応三年九月二十七日、文和と改元され、また南

朝に帰順した後も、直冬は観応年号を使用している。

正平七年に、足利直義は死していることから判直義と書かれているのは誤まりで、直冬の書状と推定する。

5. 今川頼貞感状

自最前、為御方被致忠節之条、尤神妙也、以其旨可申注進之状、執達如件、

正平八年十月十一日

今川刑部太輔判

渡辺四郎左衛門尉殿

参
今川頼貞感状

吉川家文書

(端裏書)「今川殿」

當国坂城後攻合戦以後、度々被致忠節之条、尤神妙也、以此旨可申注進之状、執達如件、

観応三年十二月六日

(今川頼貞)
刑部太輔(花押)

吉河次郎三郎殿

二通の感状に共通することは、文章内容が似通っていること、今川頼貞が吉川経兼に与えた感状は、前記、吉川経兼軍忠状観応三年十一月、を経兼が提出したことで、頼貞が発給した文書で、渡辺四郎左衛門も経兼と同様に、軍忠状を正平八年六月の頃今川頼貞に提出していたものと推定する。

渡辺氏の系図について、『尊卑分脉』の嵯峨源氏と『読史総覧』の肥前松浦氏と「嵯峨源氏渡辺系図」の三系図が略一致していたこと、次に滝口とは、宮中の警衛に当たった武士(清涼殿の東北方に滝口の陣があった)が滝口を詰所としたことに由来する。

越前福井より長和庄に來住した渡辺信濃守高より以降は、各系図ともに人物と年代は一致しているが、信濃守高の親とされる直と忠・究・持の四名を観応時代の人物とすることに疑問が残る。

平安時代より肥前国松浦地方では、居住地をもって姓とし、名前に一字名を用いる松浦一族が繁栄していた。

足利氏が政権を獲得すると、松浦一族は、足利氏と同じ源氏の一族であるとして、「御一族」「嵯峨源氏」を積極的に主張するようになる。

鎌倉時代の松浦氏と備後渡辺氏の系図の上での真偽は別として、渡辺氏が直冬方の参陣の招きに応じて、九州関係の今河直貞次いで桃井左京亮と今川頼貞に属したことは、九州から石見・安芸へと転戦したのであろうか。

安芸国の渡辺氏に就いて、『萩藩諸家系図』には「渡辺氏は嵯峨源氏にして摂津国西成郡渡辺より起る。建武三年毛利時親が安芸国吉田庄に下向の時属従し、代々毛利家の譜代として重きをなした。大永三年元就の本家相統を要請した十五人連署の一人に渡辺長門守勝の名がある。」と安芸では譜代の家臣としている。備後の渡辺氏は、毛利氏の参陣の招きに応じ毛利勢に与力した軍勢のようで、渡辺氏の諸系図からは安芸の渡辺氏との関係は何も記されず不明である。

江戸時代の中期頃に書かれたと推定される『備後古城記』には、沼隈郡山田村に渡辺氏と観応年号が見られるが、信頼のおける史料ではなく、渋川古文書によると、元享四年（一三二四）の渋川丹波守貞頼の譲状では、備後国に渋川領の存在を確認できないのに、観応三年六月の渋川直貞の譲状には、沼隈郡と推定できる山南郷と山田村を嫡子金王九に譲渡している。

鎌倉時代の備後の守護、長井氏に現存文書が無いので確かなことは不明であるが、山南郷が長井氏と関係があったことは確かで、鎌倉幕府の崩壊により、北条氏と共に長井氏も没落したことによって、山南郷は長井氏より離れたものと推定する。その後、元弘の乱の恩賞として、元弘三年七月（岩松経家と小早川茂平は同年七月十九日に恩賞があった。また足利尊氏・直義と岩松氏の地頭職は北条一族からの没収地で、尊氏の分には政治的軍事的要地が多い。）の頃渋川氏に与えられたのであろう。渋川氏の家格は、斯波・石塔・一色氏と同格で、足利氏と最も近い間柄であること、渋川義季の妹が、足利直義の室となっていたことから瀬戸内海の要である、鞆を念頭においての配慮の結果のようである。

尚、沼隈町中山南の光照寺の寺伝として、「健保四年（一二一六）明光上人が開創したといわれている。当時の将軍、源実朝より寺領として山南の庄を賜わる。」とされているのに、『常楽台主老納一期記、下』には「存覚六十三才、文和元年十月之頃、性覚・明光（甘縄了円）等於御廟参詣之所申云」と明光が京都の本願寺に参詣のため来たとしている。存覚は京都仏光寺・山南光照寺等の「一流相承系図」の筆者であるとき

れていて、明光が百数十年も長生きしたとは考え難く、光照寺の寺領と開創年代の寺伝は信用できない。

渡辺氏の山田村への入部について、『渡辺氏系図算輯』からは、南北朝時代に備後との関係を示す史料は見出せない。しかし、「嵯峨源氏渡辺系図」の渡辺越中守兼の項に「山名俊豊殿（延徳三年備後守護）備後亭原城（尾道市原田町小原）住、後同国沼隈郡山田一乗山城築城ス、（中略）京都以来所々抽軍忠因テ、坪生五ヶ・藁江青木・木庄正枝・山北、一行（書状一通）山名家ヨリ賜、後木梨方敵方現形砌一分ニテ同国亭原へ押上り、要害ニ取誘シ十ヶ年在城、亭原度々合戦備中衆引請取相及、両宮吉和山へ引請一戦ス、雖有届我息山田ハ木梨方知行ノ条替候テ当郷へ漸入、一万六千貫ノ宮ヲ敵ニシテ一城築在身候。」とあり、また「渡辺氏系図」の越中守兼の項にも「属山名俊豊備後自草戸同国亭原城住ス、後同国沼隈郡山田夕目之城（甲谷城）ニ住ス、又同所之一乗山築城住。」と記している。

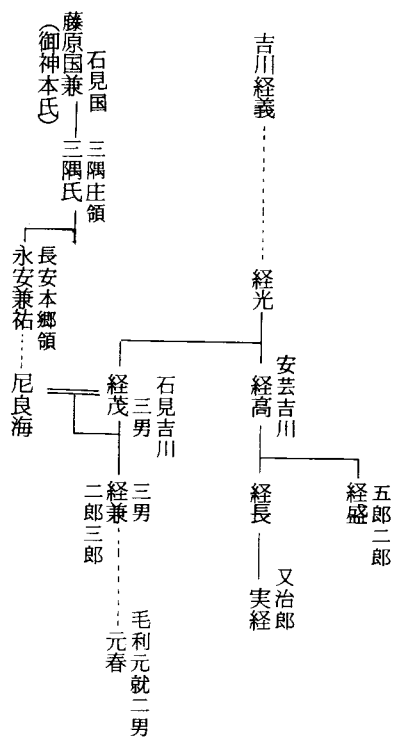
もう一つ参考として鶴寶文庫の『草戸明細記』には、
「渡辺氏之事、

先祖渡辺信濃守高ハ應永十二酉年三月十六日ニ草出村ニ来リ住居すと云、渡辺氏の古屋敷を土居と云、信濃守之孫越中守兼迄住居ス、越中守兼ハ、日親上人ニ受法し、大曼荼羅三幅之宝物を頂戴し国ニ帰り寺縁之地を撰ミ一寺を建立せんとす、其頃将軍之命ニ背きし、官民部左衛門尉藤原信定元近を打取る。此信定が父を伊勢守定親と云、菩提所ニ定親坊と云一寺を建つ、越中守兼定親坊を再興して広昌山常国寺と改む、越中守兼ハ

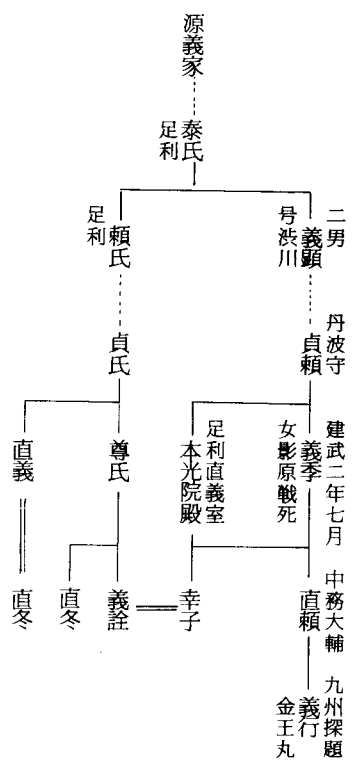
永正十六卯年（一五一九）山田村之一乗山城を築きて是に移る。何れにしても渡辺氏が文明年中に山田村を領有したとする説は、諸系図からは肯定することができない。

九州探題の渋川氏と、備後守護の山名氏共に家運は衰え、備後には大内氏と尼子氏の勢力が進出する混乱期に、木梨（杉原）・宮・渡辺氏の間で山田村を巡っての争いは、果してどのように展開していったのだろうか。

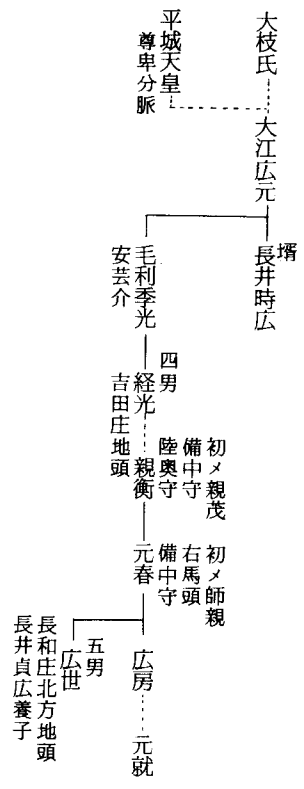
吉川氏略系図



足利氏 渋川氏 略系図



毛利氏略系図



嵯峨源氏渡辺系図

尊卑分脉
読史総覧、肥前松浦氏
渡辺氏系図算輯

嵯峨天皇 — 源融

渡辺ヲ称ス

久
鎮西松浦

正
二男
安
瀧口大夫

伝
瀧口大夫
瀧口惣官
重
瀧口源四郎
備
省力
二男
治承之乱
頼政ニ従軍功有
授
二男
瀧口惣官
兵衛尉薩摩守
瀧口源四郎
刑部丞
字
瀧口大夫
源大夫判官
泰
久
直
枝
持
擊

瀧口
二男
渡辺武者所

首
二男
治承之乱
頼政ニ従軍功有

授
二男
瀧口惣官
兵衛尉薩摩守

瀧口
二男
渡辺武者所

兼
渡辺三郎左衛門尉

經
渡辺三郎左衛門尉

企
瀧口左衛門尉

基
中屋兵衛尉

持
渡辺ヲ称ス
四郎左衛門

忠
刑部左衛門

直
四郎左衛門

近
四郎二郎

高
信濃守

兼
信濃守

家
信濃守

兼
越中守

明徳二年生
応永十二年長和庄来住
嘉吉元年卒、空山
嘉吉三年一本古城記
母 佐々木左近高家女
室 三谷氏

兼
信濃守
應永二十二年生
文明九年卒、宗慶
室 林因幡亮女

家
信濃守
享徳元年生
永正六年卒、蓮心
室 宮若狹守女
村上右京亮女

兼
越中守
文明二年生
文明十七年上京
長享元年帰国
永正十六年一乘山城に移
享禄三年『渡辺先祖寛書』
天文十五年卒、日端
室 渡辺飛彈守女

中世を読む 第二号 一九九〇・七

発行 備陽史探訪の会城郭研究部会

事務局 福山市多治米町五―一九一八

田口 義之

☎(〇八四九) 五三一六一五七

印刷 塩出印刷(有) 福山市引野町一―二七〇

☎(〇八四九) 四一―〇九七〇

